



Title	中国における精神損害に対する金銭賠償をめぐる法と実務（3・完）
Author(s)	宇田川, 幸則; UDAGAWA, Yukinori
Citation	北大法学論集, 48(2), 101-166
Issue Date	1997-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15718
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(2)_p101-166.pdf



中国における精神損害に対する金銭賠償をめぐる法と実務(三・完)

宇田川 幸 則

はじめに

第一章 「否定期」——中華人民共和国建国から改革開放政策実施まで（一九四九～七八年）

第一節 中華人民共和国建国以降の精神損害に対する金銭賠償の変化

第二節 精神損害に対する金銭賠償否定の理論的根拠

第三節 実務上の取扱い

第四節 精神損害に対する金銭賠償否定の社会的背景

第五節 旧ソビエト連邦および旧東欧社会主義諸国の法制度との対比

第六節 小括

第二章 「萌芽期」——改革開放政策実施から民法通則制定まで（一九七八～八六年）

第一節 改革開放政策実施以降の中国社会の変化と法規定の動向

第二節 法理論の変化——民法通則第一二〇条の立法をめぐる

(以上四七卷四号)

第三節 民法通則第一二〇条の解釈に関する争点

第四節 小括

第三章 「発展期」——民法通則制定から消費者権利利益保護法制定まで(一九八六—一九四年)

第一節 民法通則制定以降の中国社会の変化

第二節 法規定の動向と法実務

第三節 中国法学界における精神損害に対する金銭賠償をめぐる議論

第四節 近時の立法に見る精神損害に対する金銭賠償の明文化

第五節 小括

第四章 近時の裁判例に見る精神損害に対する金銭賠償の取扱い

第一節 人格権侵害に関する裁判例

一 姓名権侵害に関する裁判例

二 名誉権侵害に関する裁判例

三 死者の名誉権侵害に関する裁判例

四 人格権侵害に関する裁判例のまとめ

第二節 人身侵害に関する裁判例

一 医療事故に関する裁判例

二 交通事故に関する裁判例

三 製造物責任・消費者の権利利益保護に関する裁判例

四 国家賠償に関する裁判例

五 その他の人身事故に関する裁判例

六 人身侵害に関する裁判例のまとめ

第三節 その他の裁判例

(以上四七卷五号)

第四節 小括

おわりに

(以上本号)

第四章 近時の裁判例に見る精神損害に対する金

銭賠償の取扱い

中国においては、つい最近まで、裁判例は原則として公開されては⁽¹⁾おらず、それ故に公式の裁判例集というものは存在しなかった。これは中国においては判例に法源性を認めていない⁽²⁾故である。しかし、一九九二年一〇月から、中国最高人民法院応用法学研究所が定期的に(二カ月に一度)『人民法院案例選』⁽³⁾

という準公式裁判例集を出版しはじめ、また、同年一二月からは、中国高級法官培訓中心および中国人民大学法学院の手による『中国審判案例要覽』という準公式裁判例集が年刊本で出版されるようになった。⁽⁴⁾これらは人民法院が編集にかかわる裁判例集というだけでなく、その内容も詳細でかつ編集技術も比較的高く、裁判例自体を分析するに耐え得る資料であるといえる。また近年、これら以外にも『案例集』、『案例精選』等の名称の裁判例集も数多く出版されはじめ、以前の『案例集』等に比し

て、内容の信頼性、編集技術等も飛躍的に進歩している。

そこで本章では、これらの裁判例集において公表された裁判例を、人格権侵害に関する裁判例、人身侵害に関する裁判例、およびその他の裁判例に分類し、それぞれの分野において精神損害に対する金銭賠償がどのように取扱われているかを検討する。なお、これらの裁判例のうち、本章では「損失の補償」を精神損害に対する金銭賠償として原告が請求しているか、あるいは法院が容認しているもののみを検討対象とする。⁽⁵⁾

前述のように、中国では裁判例に法源性を認めてはいない。しかし、通説では他の法院はそれらを「参考にすることができ⁽⁶⁾る」(原文「可以参照」)と解されていることから、これらの裁判例を分析することによって、中国における精神損害に対する金銭賠償の運用および実態が判明するばかりでなく、今後の動向をも推し量ることができる。

なお、以下にあげる裁判例において示す金額の通貨単位はすべて人民元とする。⁽⁷⁾また、「解説」とは、当該裁判例に付され

ている解説もしくは評釈のうち、本稿の関心に関連する部分を筆者が要約したものであり、「コメント」は筆者の当該裁判例に対するコメントである。

第一節 人格権侵害に関する裁判例

人格権侵害事件に関しては、民法通則第一二〇条の規定により「損失の賠償」が認められており、そこでいう「損失」が精神損害を指していることについては、すでに述べたところである。ここでは通則第一二〇条をめぐる議論に則って、とくに具体的にとどのような事件を人格権侵害とみなしているのか、非財産的賠償と財産的賠償の関係はどのように扱われているのか、具体的な賠償額の算定はどのようになされているのかに注目して分析をすすめる。

一 姓名権侵害に関する裁判例

姓名権侵害を理由として精神損害に対する金銭賠償が要求されている裁判例では、そのいずれにおいても、精神損害に対する金銭賠償は肯定されている。

【裁判例一】⁽⁸⁾（一番・一九九一年九月一八日判決、二番・同年一月一八日判決）

〔事実〕被告Yは原告Xの名をかたり虚偽の内容の「告発状」を投函した。XはYの行為はXの姓名権に対する侵害であり、また告発状にもとづく調査終了までの四カ月間、人に非難されることを恐れ、大きな精神的圧力を受け、それにより集中力の欠如、血圧上昇をもたらし、精神的損害を被ったと主張した。そこでXはYに対し、新聞紙上での謝罪、影響の除去、名譽の回復および一定の「精神損失費」の賠償を要求して提訴した（要額不明）。

〔判決〕浙江省常山県人民法院は、Yの行為はXの姓名権侵害にあたるとともに、Xに対し精神損害をもたらしたと認定した。その上で、YはXに対し新聞紙上で謝罪して影響を除去すること（人民法院が新聞紙上の謝罪文をチェックする）、および「精神損失費」二〇〇元の支払いを命じる判決を下した（衢州市中級人民法院はYの上訴を棄却している）。

なお、判決の効力発生後、YはXに対し金銭賠償を行ったほか、新聞紙上に謝罪文を掲載した。しかし、謝罪文の内容に問題があったため、後日法院の名義で新聞紙上に声明を発表し、YがXの姓名権を侵害した事実、および判決結果を公表した。

この費用はYが負担した。

〔コメント〕本件では他人の名をかたつて虚偽の内容の「告発状」を送付することが姓名権侵害にあたるとされている。またXは体調不良を裁判で主張しているが、治療費等の物質損害の賠償は要求していない。このことから、Xの体調不良の主張は精神損害を具体的に立証するためになされたものと考えられる。また、法院による謝罪内容のチェックは、判決文から判断して、Yが新聞紙上に当該謝罪文を掲載した後になされたようである。

【裁判例二】(一九九〇年に発生した事件)⁽⁹⁾

〔事実〕被告Y₁は中学卒業後、高校入試に合格しなかったため、他の中学でさらに一年勉強した。翌年、Y₁は教師になろうと思ひ、師範学校を受験しようとした。しかし、その年の廊坊市教育局の規定によれば、「年齢が満一八歳以下で、身体が健康である本年度の中学卒業見込者はすべて、中等師範学校、幼児師範学校および特殊師範学校を受験することができる。しかし、この規定に符合しないことが判明した場合には、即刻受験資格を取り消す」とされていた。Y₁はすでに中学を卒業しており、受験資格はなかった。そこで、被告Y₂(Y₁の父)、訴外A(地

元の教育室の主任)、訴外B(被告Y₃中学校の担任)および訴外C(同校長)は、Y₁が本年度の卒業見込みの者の名前で受験することを協議して決定し、具体的な事項はBが処理することとなった。BはY₃の生徒で高校受験をしない本年度卒業見込者のうちからXの成績簿を選び出し、Y₁の同意を経た後、Bが成績簿を改竄し、家族構成欄に訴外D(Xの父)および訴外E(Y₁の母)の名を記入した。

その後、Y₁はXの姓名で受験し、師範学校に合格した。戸籍を移すため、Y₁は被告Y₄(村の会計係)を訪れ、虚偽の証明書二通を作成してもらった。そのうちの一通には「Y₁はY₂の養女で、元の名をXといい、現在は元の名に戻っている」と記してあった。また、他の一通には「Xは廊坊師範学校に合格したため、戸籍移転手続を処理するように希望する」と記されていた。郷の派出所はこの二通の証明書にもとづき、Y₁をXの姓名で戸籍移転手続を行ったが、Y₁の戸籍カードに変更を加えただけで、Xの戸籍は移転されてはいなかった。

このようなY₁によるXの姓名盗用は三年におよんだ。たまたま自己の姓名権が侵害されていることを発見したXは、Y₁に対し侵害の停止、現状回復および経済損失五、〇〇〇元を要求して提訴した。また、訴訟中、Xは経済損失五八六、五六元を直

接被り、また精神上一定の苦痛をもたらされたと主張した。なお、 Y_2 、 Y_3 、 Y_4 は訴訟中に被告に追加されたようである。

これに対し、被告全員ともに事実について争っていない。また、 Y_1 、 Y_2 は賠償に應じる旨の答弁を行っている。

〔判決〕 河北省廊坊市安次区人民法院は、 Y_1 は進学の目的を達するため、手段を選ばず、他人の姓名を盗用し、 X の合法的権利利益を著しく侵害しており、主要な責任を負わなければならないと認定した。また、 Y_2 、 Y_3 、 Y_4 も不法行為を行っており、一定の責任を負わなければならないと認定した。よって、通則第九九条第一項、第一二〇条第一項、第一三四条第一項第一号、第七号、第一〇号および最高人民法院の通則「意見」第一四八条⁽¹¹⁾、第一五〇条⁽¹²⁾の規定にもとづき、以下のとおり判決した。(1) Y_1 は即刻侵害を停止すること。(2)被告全員が判決の効力発生三日以内に X に対して謝罪すること。(3)被告全員が X に対して経済損失費五八六・五六元、「精神損失費」八〇〇元、合計一、三八六・五六元を賠償すること。負担割合は、 Y_1 、 Y_2 がそれぞれ五〇〇元、 Y_3 が三〇〇元、 Y_4 が八六・五六元とする。なお、上訴はされていない。

〔解説〕 Y_1 は進学を目的とし、また廊坊市教育局の規定に合致させるため、 X の姓名を盗用し、 X の姓名で師範学校に入学

した。 Y_1 は教師になって、地元の教育事業に貢献しようとしたものではあるが、 Y_1 の行為は X の姓名使用权を直接侵害しており、その行為はすでに不法行為を構成している。 Y_2 、 Y_3 、 Y_4 もまた、 Y_1 の不法行為を積極的に幫助しており、通則「意見」第一四八条にもとづき、共同不法行為者として連帯責任を負わなければならない。法院の判決は正しい。

〔コメント〕 本件では、他人の姓名で成績表を改竄したこと、入学試験を受験し、合格したこと、戸籍に関する虚偽の証明書を作成したこと、戸籍を他人の名義に改竄したこと、これらの行為が姓名権侵害にあたるとされている。

〔裁判例三〕 (一九九四年七月二三日判決)⁽¹³⁾

〔事実〕 被告 Y_1 (女性)はその恋人である被告 Y_2 が所属する「單位」の住宅配分評定の参加に間に合わせるために、輸入薬品を購入することを口実に、他人を通じて X から身分証を借りた(その際 Y_1 は自分の身分証は紛失したと偽っている)。そして、 Y_1 は X の身分証を携え、 X の名をかたって X の所属する「單位」に行き、 Y_2 と結婚するとして結婚登記紹介状を作成してもらい、そのうえで Y_2 とともに民政局に赴き、結婚登記手続をすませた。後日、 Y_1 は再度 X の所属する「單位」に赴き、 X の名をかたっ

てその他の関係する手続をしようとしたところで、事が露見した。Xは関係する部門に対して一連の結婚手続を取消し、当該結婚は無効であると宣言することを要求した。その結果、民政局は当該結婚が無効であることを確認し、結婚登記を取り消すとともに「結婚証明書」を回収した。Xは自己の姓名がみだりに使用され、その結果時機になつた結婚の登記がすることができず、「単位」の住宅配分評定に参加する機会を失い、それと同時に大きな社会的圧力と精神的なダメージを被つたと主張し、Y₁、Y₂に対し経済損失五、〇〇〇元および「精神撫慰金」四、〇〇〇元の賠償、ならびに新聞紙上での謝罪を要求して提訴した。

〔調停〕福建省廈門市開元区人民法院は、Y₁、Y₂の行為はXの姓名権に対する侵害行為であると認定した。審理過程において、Y₁、Y₂がその行為の違法性を認識し、Xにもたらされた損失を負担する意思をあらわしたことから、法院主宰の下、以下を内容とする調停が成立した。(1) Y₁は本調停成立後五日以内に、「廈門日報」においてXの姓名権に対する侵害行為を自己批判し、謝罪すること。(2) Y₁、Y₂は本調停書に署名した時点で、Xに対し「一次払いの補償」（原語「一次性補償」）三、〇〇〇元を支払うこと。

〔解説〕本件は典型的な姓名権侵害事件である。Y₁、Y₂の一連の行為はXの姓名権を直接侵害するだけでなく、民政部门の結婚登記秩序を著しくみだしている。と同時に、Xをして時機になつた結婚の登記をできなくさせ、「単位」の住宅配分評定に参加する機会を失わしめており、Xの請求はこれを支持することができる。しかし、Xの身分証明書を貸し出す行為は違法行為であることから、Xもまた一定の責任を負わなければならない。

〔コメント〕本件では、他人の身分証を利用し、他人になりすまして婚姻登記を行ったことを姓名権侵害ととらえている。調停の賠償項目には「精神慰撫金」という語は登場しないが、「補償」の意味するところおよびXの請求内容からして、「精神撫慰金」が含まれていると考えるのが妥当であろうと思われる。なお、賠償額決定に際して、Xが軽率に身分証を貸し出した点をXの過失ととらえ、過失相殺されている。

二 名誉権侵害に関する裁判例

人格権侵害に関する裁判例において、名誉権侵害を理由として精神損害に対する金銭賠償が要求されている裁判例がもつとも多い。これは「面子」を重んじる国民性も関係しているもの

と思われる。名誉権侵害に関する裁判例のうち、精神損害に対する金銭賠償を明確に肯定した裁判例は五件、肯定したとみなしうる裁判例が四件、それぞれ目にとまった。他方、明確に精神損害に対する金銭賠償を否定した裁判例は、見つからなかった。これは、通則第一二〇条にいう「損失の賠償」が「精神損害に対する金銭賠償」ととらえられているためであろう。以下に、精神損害に対する金銭賠償を明確に肯定した裁判例、肯定したとみなしうる裁判例に分けて、紹介する。

①精神損害に対する金銭賠償を明確に肯定した裁判例

【裁判例四】⁽¹⁴⁾（一九九二年五月二二日判決）

〔事実〕原告X（女性）の訴外子Aは二〇年近く被告Y₁、Y₂（Xの隣人夫婦）に「こそ泥」とののしられ続けていた。またY₁、Y₂は事実を捏造して、Xはその近隣の住人訴外Bおよび某工場の党書記訴外Cと性的関係があると近隣および街頭で噂を流した。さらにY₂によりXは被告の四男訴外DおよびY₁と性的関係がある、あるいはAは「性的に乱れている」と罵倒され、誹謗される等して、結局X一家は転居せざるを得ない状況に追い込まれた。XはY₁、Y₂の行為がXの名誉権を侵害したとして侵害の停止、公開の場での謝罪および「精神損失」二〇〇元の賠償

を要求し提訴した。

〔判決〕四川省重慶市南岸区人民法院はXの主張を全面的に認め、通則第一二〇条にもとづき、Y₁、Y₂は即刻Xの名誉権に対する侵害を停止し、大衆の前で謝罪するとともに、Y₂はXに対し一〇〇元の「精神損失」を賠償せよとの判決を下した。

判決後、原・被告とも判決にしたがう旨表明し、法廷においてY₁、Y₂はXに対し謝罪するとともに、今後ふたたびXをののしらない旨表明し、賠償金一〇〇元を支払った。

〔解説〕本件の審理は原・被告ともに居住する町内会の大会議室で、四〇〇人の大衆の前で公開で行われた。この四〇〇人の大衆の前でY₁等はXに対し謝罪し、賠償金を支払った。

〔コメント〕本件では、名誉の回復および影響の除去の具体的手段として、「四〇〇人の大衆」の前での謝罪および賠償金の支払が選ばれている。

【裁判例五】⁽¹⁵⁾（一九九二年七月二二日判決）

〔事実〕週刊誌上において以下のような報道がなされた。(1)原告X（軽音楽楽団団長）が公演中に観客に対し、そのような事実がないにもかかわらず、その元団員訴外A（著名な歌手）がHIV患者であると告げた。(2)Xは故なくAの一年分の給与

を支給しなかった。(3) XはAの医療費の領収書を清算しなかった。(4) XはAに配分されるはずだった住居をXのものとした。(5) 国外の何局かのテレビ局が文化省を通じてAに出演依頼をした際に、他の関係する部門はすべてこれを許可したにもかかわらず、X一人が理由もなく拒絶したため、実現しなかった。(6) XはAを故なく楽団から追放した。(7) 以上の事実から、Aは精神上大きな傷を負い、同時に健康も損なった。この報道に対してXは次のように主張している。これらの報道の事実はあるいは歪曲されたものであり、あるいは捏造されたものであつて、すべては事実を反しており、また同時に多くの侮辱的な言葉を使用して、Xの人格と名誉を毀損しようとするものである。また当該報道はネットワークの数百の新聞に配信され、そこでは「転載を乞う」と注記されており、侵害の範囲を拡大する意図がある。これらを理由として、Xは週刊誌社Y₁およびその記事を執筆した記者Y₂に対して、次のように要求して提訴した。侵害を停止し、国内の影響力のある新聞・雑誌上でXに対し謝罪し、もつて名誉の回復および影響の除去とすること。訴訟によつて被った「経済損失」一八、〇〇〇元および報道により被った「精神撫慰金」三、〇〇〇元を賠償すること。

〔判決〕河南省南陽地区中級人民法院は、当該報道のXに関

する部分は、全面的な調査・事実確認をせずになされたものであり、その内容は事実を反しており、Xの名誉権侵害行為にあつたと認定し、次のような判決を下した。Y₁、Y₂は即刻Xに対する侵害行為を停止すること。Y₁、Y₂は当該週刊誌上の第一面の目立つ部分で、Xに対する謝罪文を掲載し、もつて名誉を回復し、影響を除去すること（謝罪文の内容は法院がチェックする）。「経済損失」として、Y₁が二、〇〇〇元、Y₂が五〇〇元、それぞれXに対して支払うこと。「精神撫慰金」として、Y₁が四〇〇元、Y₂が一〇〇元、それぞれXに対して支払うこと。

〔コメント〕人格権侵害事件において、原告が「経済損失」と「精神損失」を明確にわけて要求している点が注目される。これはXの職業が楽団の団長であり、本件のような報道が行われることによつて直接経済上の損失を被るため（たとえば、人氣の低下、客離れ、それによる公演の減少、収入の減少等）であらうと思われる。

【裁判例六】⁽¹⁶⁾（一九九一年一月一八日判決）

〔事実〕交際の男女（ともに教員）は別れ話のもつれから、被告Y（男）は原告X（女）に対し、客人の面前で暴力を用いて無理やり接吻し、下品な言葉でXを侮辱する等した。後にY

はこの件で公安による批判教育（原語「批評教育」）を受けたが、Yは逆にそれを恨みに思い、事実を捏造して、Xが他の誰かと性的関係があるとの手紙をXおよびXの親戚、友人に送りつけた。また、Xの「単位」の門に「告発状」を張り、同時に一五〇余部の同様のチラシをばらまく等の行為をした。Yの一連の行為はXの名誉権を著しく侵害したとして、XはYに対して侵害の停止、影響の除去、名誉の回復および「Yの侵害行為によりXにもたらされた一切の経済損失」の賠償を求めて提訴した（要求額不明）。

〔調停〕湖南省長沙市北区人民法院は「Yは故意により侮辱・誹謗およびブライヴァシー侵害行為をもって、Xの名誉権に対する侵害を行った」と認定した上で、法院主宰により調停を行った。調停の内容は次のとおりである。Yは即刻Xに対する一切の侵害行為を停止すること。Yが公開の「自己批判書」を書き、法院に提出する。しかる後に、法院がXの所属する学校に当該自己批判書を送付して、影響を除去し、名誉を回復する。Yが「精神損失費」および医療費あわせて二六〇元を支払う。〔解説〕「精神損失費」および医療費あわせて二六〇元について。Xの被った直接の経済損失は三七・二五元であるが、Xの被った精神的損失もまた客観的に存在する。この損失をどのよ

うに評価するかは、原則的には「公平原則」による。しかし本件では、Yは自らすすんで民事責任を負担すると申し出、Xもまたこれを受け入れた。本件の二六〇元の精神損失は、双方の自由意思ならびに合法の基礎の上に取り決められた合意であつて、これは公正かつ合法なものである。

〔コメント〕本件では、「影響の除去」および「名誉の回復」の具体的手段として、加害者が法院に対して「自己批判書」を提出し、その後当該「自己批判書」を法院がチェックしたうえでXの「単位」に提出するという方法が採られている。⁽¹⁷⁾

②精神損害に対する金銭賠償を肯定したとみなしうる裁判例

【裁判例九】⁽¹⁸⁾（一九九一年一月二三日に発生した事件）

〔事実〕原告X₁（二〇歳、女性）およびX₂（二二歳、女性）は北京市内の被告Yビル内のスーパーマーケットで買い物をした。その後X₁とX₂がスーパマーをでたところ、スーパマーの従業員が追いかけてきて万引をしたのではないかと兩名を詰問した。X₁、X₂はすでにレジで金を支払ったと万引の事実を否定したが、従業員は納得せず、X₁、X₂になおも執拗に詰問を続けた。さらに、X₁、X₂をレジまで連れて行き、そこに張り出してある「当社（Y）はレジにおいて本店に持ち込まれた各種袋類に対して

検査を行う権利を有する」との内容の告知を見るようにと促した。このような状況下において、 X_1 は所持していた袋の検査を相手に行わせた。その際従業員は「盗んだものは盗んだのだ」等と言い、他方 X_1 、 X_2 は盗んではないと言いつ張った。結局決着がつかず、当該スーパーマーケットは X_1 、 X_2 を事務所まで連れて行き、詰問し続ける一方、二人の従業員に X_1 、 X_2 の身体検査（衣服を脱がせた）ならびに所持品検査を行わせた。結局何も万引した商品は発見されず、そこでようやくスーパーマーケット側は X_1 、 X_2 に対して謝罪するとともに解放した。以上のYの行為により、 X_1 、 X_2 は自己の名誉権が著しく侵害を受けたとして、Yが過ちを認め、謝罪し、影響を除去するとともに、経済損失および「精神損失撫慰金」の賠償を求めて提訴した（要求額は不明）。

これに対してYは、スーパーマーケットに掲示してある「告示」により、消費者に対して予め「当社はレジにおいて本店に持ち込まれた各種袋類に対して検査を行う権利を有する」と知らせており、 X_1 、 X_2 に対してとつた行為は不法行為ではないと抗弁した。

〔調停〕 Yはスーパーマーケットの従業員が、事件を処理する際に過ちを犯したことを認め、 X_1 、 X_2 に対し口頭で謝罪する

とともに、「補償費」二、〇〇〇元を支払うことで調停が成立した（北京市朝陽区人民法院）。

〔解説〕 Yが開設するスーパーマーケット内に掲示されている「告示」の内容は法的効力を有しない。Yは実質上この「告示」を「約款」と解し、「告示」にしたがって X_1 、 X_2 の身体検査ならびに所持品検査を行ったと主張している。しかし、Yはいかなる消費者の携帯品に対しても検査を行う権利を有せず、ただ身柄を拘束して公安に引き渡すことができるだけである。よって、Yが「告示」にしたがって行った検査は合法であり、原告の名誉権を侵害してはいないとの主張は法的根拠がなく、その理由は成立しない。

〔コメント〕 本件では、Yの行った身体検査および所持品検査が名誉権侵害にあたるとした。また、本件の調停内容では、Yの支払う金銭の名目を「補償費」としている。この性質について法院ならびに〔解説〕は明らかにしていない。しかし、実務上「補償」とは精神損害に対する金銭賠償を指して使われていること、および本件では物質的損害がないことから、本件「補償費」の性質は精神損害に対する金銭賠償であると思われる⁽¹⁹⁾。

ちなみに、本件は消費者権利利益保護法施行前の事件であるが、施行後にこの種の事件が起こった場合には、同法第四三条

が適用される結果、精神損害に対する金銭賠償が肯定されると思われる。

【裁判例一】⁽²⁰⁾（一審・一九九一年三月一九日判決、二審判決日時不明）

〔事案〕被告 Y_1 の書いた小説の三人の登場人物は、原告 X_1 ・ X_2 ・ X_3 を醜く描いたものであり名誉権侵害にあたり、また当該小説を被告 Y_2 の出版する夕刊紙上に転載したことで X_1 等の損害が拡大されたとして、 X_1 等は Y_1 ・ Y_2 に対し侵害の停止、公開の謝罪、影響の除去および「損失の賠償」（具体的金額は不明）を要求して提訴した。

〔判決〕一審貴州省赤水市人民法院は次のように認定した。当該小説の三人の登場人物（麻薬販売人、遊郭の主人、ごろつき）は、 X_1 等と姓が同じであるばかりでなく、名前もまた X_1 等と同じく二文字であり、旁が同じかあるいは発音が同じ文字を使用しており、また人物描写も X_1 等と同じか似ている。以上から、 X_1 等をよく知っている者は、一読すれば該小説は Y_1 が X_1 等を侮辱し中傷して描いたものであることがわかる。また Y_1 は当該小説発表後、文化館の講演で登場人物は単に原告三人を描写しただけであると発言している。よって、 Y_1 の作品は X_1 等の人

格尊厳に重大な影響を与え、 X_1 等の名誉に損害を与えている。また Y_2 も X_1 等の転載停止の要求を無視して転載を続け、その結果 X_1 等の損害を拡大したことから、責任を負うべきである。以上をふまえ、法院は次のように判決した。 Y_1 は当件夕刊紙上において公開の謝罪を行うこと。当該小説の出版・発行を停止すること。 Y_1 は原告一人あたり三〇〇元を、 Y_2 は同じく一〇〇元を、それぞれ支払うこと（貴州省遵義地区中級人民法院は上訴を棄却している）。

〔コメント〕本件では、 X_1 等は「損失の賠償」を要求し、また判決も単に「賠償する」としか明記していない。しかし、 X_1 等は物質的損害を被ったとは主張しておらず、また物質的損害に対する賠償の要求もしていないことから、本件での「損失」は「精神損失」を指しているものと思われる⁽²¹⁾。

三 死者の名誉権に関する裁判例

死者の名誉権侵害を理由として、精神損害に対する金銭賠償が要求されている裁判例は、次の一件をあげることが出来るだけである。

【裁判例一三】⁽²²⁾（一審・一九八九年六月二一日判決、二審・一九九〇年四月二〇日調停）

〔事實〕原告Xは、中華人民共和国成立前の一九四〇年前後に「荷花女」という芸名で活躍していた訴外A（女性）の母である。Aは天津市内の劇団で活躍していたため、一時「荷花女」は相当の人氣があつたようであるが、一九四四年に一九歳で病没した。

ところで、被告Y₁は一九八六年から「荷花女」をモデルとした小説を著しはじめた。Y₁は同年二月から六月にかけて、執筆前に三度にわたりXを訪ね、Xから「荷花女」の生涯およびその芸風に関する小説を執筆する旨の了承を得ていた。また「荷花女」の弟の訴外Bも状況を理解したうえで、Y₁に対し写真の提供をしていたようである。

当該小説では「荷花女」はその芸名および本名Aで登場し、またXもその本名の姓で登場している。しかし、小説の中では、Aは一七歳から一九歳で病没するまでの二年間に相前後して三人の男性と恋愛関係におちいり、そのいずれとも結婚の約束をし、またそのいずれからも結納金を受け取っていた、と描かれている。しかしこれはすべてY₁の創作である。さらにY₁は、そこに登場する男性の一人は既婚者であり、Aは「百パーセント自ら望んで」妾となる決意をした旨記述している。また他の部分で、Aは当時の天津の民間秘密結社の親分であつた大悪党に

手込めにされたが、怒りを抑えて我慢し、あえて争おうとしなかつたとの情景を作り上げている。さらに小説の最後の部分では、Aは性病に罹患し、注射の打ち損ないで死亡したと描写されている。これらと同時に、Aが妾となることにXは同意し、結納金を受け取つたとの記述もある。Y₁は小説完成後X等の意見を聞くことなく、被告Y₂（夕刊紙社）に原稿を送り、Y₂は一九八七年四月一八日から連載を始め、同年六月一二日に連載は終了した。連載総数は五六回、挿し絵も加えられている。

連載開始後、Xおよびその親族はY₂に対して、小説の挿し絵および小説の創作の部分がAの名譽を侵害することを理由に、前後2回にわたり連載中止の要求をした。しかしY₂は、Aの親族が小説に反駁する文章をあらわせば、掲載する用意があること、およびY₂には読者の期待に応える責任があることを理由に、小説の題と挿し絵を手直しただけで、連載を継続した。

そこでXは、(1)Y₁がXの同意を経ずに小説を書きあげたこと、および当該小説において故意に事実を歪曲、捏造し、すでに故人となつているA、およびXの名譽を侵害しているとしてY₁を、また、(2)Y₂はXの掲載停止の要求にもかかわらず掲載を継続し、またY₂の手による当該小説の題と挿し絵も「荷花女」の人間像を損ない、その肖像権もまた侵害を受けているとしてY₂を、そ

れぞれ相手として、謝罪、影響の除去、出版の差し止めおよびY₁に対して「精神損失」および「経済損失」あわせて八〇〇元、Y₂に対して同二、〇〇〇元の支払を要求して、提訴した。

〔二審判決〕天津市中級人民法院は「民法通則は公民は名誉権を享有し、公民の人格尊厳は法律の保護を受けると規定しており、公民の死亡後もまた、この例外ではない。すでに死亡した公民の名誉権が保護されないとすれば、生前の公民の名誉権は有効に保護され得ないことになる」として、明確に死者の名誉権もまた通則第一二〇条により保護されると判断した。また「小説には創作は許される」としながらも、「公民の本名を用いて小説の登場人物とし、その人格尊厳を顧みず、ほしいままに創作することは、法と道徳の許すところではない」との判断を示した。その上で、本件小説におけるXおよびAの「道徳的品性、生活様式に関する創作は、死者Aの人格を貶め、Aの名誉を侵害し、また程度は異なるがその現存する遺族の名誉をも侵害する」とともに、「小説のXに対する描写もまた、その名誉を侵害し、経済上にも一定の損失をもたらした」と認定した。また、Y₁およびY₂の「死者の名誉権は保護され得ず、またXには訴訟を提起する権利はない」という主張に対しては、

においては、訴訟を提起する権利を有する」として、Y₁等の主張は「法的根拠がない」ものであり、容認しないとされた。他方、Y₂の挿し絵および題字がX等の権利を侵害しているとのXの主張に対しては「明らかに権利を侵害している状況ではない」として、これを退けている。

以上をふまえ、通則第一二〇条にもとづき、天津市中級人民法院は以下の判決を下した。

(1) Y₁、Y₂双方は、当該夕刊紙上において、三日間連続して謝罪声明を掲載し、もってAおよびXの名誉を回復し、影響を除去せよ。なお、当該謝罪声明の内容および様式は法院が審査し決定する。被告がこの執行を拒絶した場合には、本院がAおよびXの名誉回復ならびに影響の除去の公告をその他の新聞・雑誌上に掲載する。その費用は被告の負担とする。

(2) Y₁、Y₂双方はXに対し「損失費」各四〇〇元を支払え。

(3) Y₁は侵害を停止しなければならず、その著したところの本件小説を、今後いかなる形式においても、ふたたび出版・発行してはならない。

Y₁、Y₂は一審判決を不服として天津市高級人民法院に上訴した。

〔司法解釈〕天津市高級人民法院は本件受理後、最高人民法

院に対して意見を求め、これにこたえるかたちで一九八九年四月一二日に最高人民法院は、「死者の名誉権は法律の保護を受けなければならないことに関する書簡」（「關於死亡人的名譽受法律保護的函」）なる「批復性司法解釈」を出している。

その第一項で「A（芸名「荷花女」）の死亡後、その名誉権は法に依り保護されなければならない、その母Xもまた人民法院に対して訴訟を提起する権利を有する」（括弧は原文）として、最高人民法院としてはじめて、死者の名誉権もまた通則第二二〇条により保護されるとの見解を示した。またその第三項では「本件被告が民事責任を負うか否か、あるいはいかなる民事責任を負うのかについては、貴院が本件の具体的状況にもとづいて確定することとする」として、具体的解決方法については天津市高級人民法院の判断に委ねている。

（二）審調停 この司法解釈をふまえ、天津市高級人民法院は次のような判断を示した。

（1）「公民が死亡した後は、権利能力を喪失するものの、その生前に享有した名誉権はなお法律の保護を受ける」として、死者の名誉権はそれ自体独立して保護される。（2）死者の名誉権に対する侵害は「死者の名誉権に損害を与えるばかりでなく、その現存する親族の名誉権にも損害をもたらす」ものである。

よって、「公民の死亡後においては、その名誉権が侵害を受けた場合には、直接の利害関係を有する親族が訴訟を提起する権利を有する」。以上の判断および一番の事実認定にもとづき、「Y₁の行為はAおよびXの名誉権を侵害し、主たる民事責任を負わなければならない」。 （3）Y₂は実名を使用する小説に対し内容が真実か否かの審査を行わず、即時にその紙上に掲載し、AおよびXの損害を拡大した。よって「相応の民事責任を負わなければならない」。

以上の判断にもとづき、天津市高級人民法院の主宰の下、一九九〇年四月二〇日に調停が成立している。調停内容は以下のとおりである。

（1）Y₁が著した本件小説のよくない影響を除去するため、Y₂は双方の取り決めにしたが、Xが書いたAの真実の姿を紹介する手紙、およびY₁の書いた謝罪の意をあらわした手紙を、責任をもってY₂紙上に掲載し、あわせて謝罪内容とした「編者コメント」を付すこと。

（2）経済賠償問題は双方が自主的に解決する。

（3）本件小説はいかなる形式をもってしても、増刷・出版・発行してはならない。本件小説を改訂した後に出版・発行する場合は、Aの親族の意見を聞かなければならない。

〔解説〕 本件は人民法院がはじめて受理した死者の名誉権に関する訴訟である。争点は、死者の名誉権に法的保護が与えられるか否かである。公民の名誉権は公民の生前の行為により獲得されるものではあるが、公民の死亡後においても、社会上はなおもその生前の行為に対する評価は存在し続ける。公民の死亡後の名誉権保護の問題は、まさに人身権利保護に対する不可欠な側面である。

本件のいまひとつの問題は、小説が不法行為を構成するか否かの問題である。我々は小説には創作は不可欠であると考える。しかし、小説において、実名が使用される、当該人物の生涯が再現される、このような場合には事実が重要視され、尊重されなければならない。事実から遊離し実際の人物の名誉を侵害するような場合には、不法行為を構成するものと考ええる。

本件においてXに訴訟を提起する権利があったのかという問題に関して。Aの名誉権が侵害された時点ではAはすでに死亡しており、提訴する権利を行使することはできない。その権利を生存している誰によって行使させ、死者の名誉権を保護するかが問題となる。もし、権利を行使する者が存在しないとすれば、死者の名誉権に対する法の保護は空手形に終わってしまう。本件の状況においては、XはAをもっとも理解している者であ

ると同時に、Aの名誉権が侵害されることによる不利益をもつとも受けることから、Xに提訴する権利があると解してよい。よって、死者の親族、とくに直系親族に提訴する権利を与えることは、非常に必要な、実効性のある方法である。
〔コメント〕〔解説〕にもあるように、本件は死者の名誉権に関する最初の裁判例である。本件の意義は次の点が明らかにされたことにある。

(1) 「客体としての死者の名誉権」を明確に肯定した。その際、公民の死後もその名誉権は「なお法律の保護を受ける」として、死者の名誉権が通則第一二〇条の適用を受けることを明らかにしている。

(2) 死者の名誉権が侵害された場合、提訴する権利は死者の近親者にある点を明らかにした。ここでの法的構成を、死者の名誉権侵害は「同時に」その現存する親族の名誉権を侵害する、すなわち死者の権利に対する侵害を親族のそれと同視していることから、実際には親族自身に精神損害が生じていない場合においても、親族による提訴を容認するものと思われる。

一方、次のような疑問点もある。

(1) 死者の名誉権をそれ自体独立した権利と認めつつも、その一方では死者の名誉権侵害は「同時に」その現存する親族の名

誉権であるとする法的構成に無理はないか。

(2) 「現存する親族」とはどの範囲まで含まれるのか、明らかではない。

(3) 親族が現存しない場合の死者の権利については、どのような方法で保護をはかるのか。

なお、本件の調停内容では「経済賠償問題は双方が自主的に解決する」と記載されているのみで、具体的な状況は不明である。なお、一審判決では「損失費」の賠償が認められているが、それがいかなる性質のものかは明らかにされていないが、物質的損害の賠償については一切触れられていないことから、「精神損失」を指すものと思われる。

四 人格権侵害に関する裁判例のまとめ

以上の裁判例の検討から、以下のようなことがわかる。

(1) 人格権侵害に関する裁判例においては、そのすべてにおいて、精神損害に対する金銭賠償が肯定されている。このことから裁判実務においても、通則第一二〇条という「損失の賠償」の「損失」が精神損失を指していると解されていることがわかる。

(2) 法院が認める精神損害に対する金銭賠償の賠償額は、もつ

とも低額なものが五〇元、もっとも高額なものが四、〇〇〇元である。これはさらに五〇元から八〇〇元までのグループ（九件）と二、〇〇〇元から四、〇〇〇元のグループ（四件）に分けることができる。

(3) ひとつの裁判例を除き、すべて非財産的救済手段と金銭賠償の「併用」となっている。しかし、裁判例からは非財産的救済手段と金銭賠償の間に「主」「次」の関係は見られない。また、残るひとつの裁判例も、原告は財産的救済手段のみを請求し、また判決も財産的救済手段のみを命じている。このことは、少なくとも原告が精神損害に対する金銭賠償を要求する裁判例においては、非財産的救済手段と金銭賠償との関係が「双軌制」的關係にあることをあらわしている。

(4) 精神損害に対する金銭賠償を算定する際の斟酌事由は明確でない。いずれの裁判例においても、算定の際にいかなる要素を斟酌したかについては触れられていない。

第二節 人身侵害に関する裁判例

人身侵害事件に対しては民法通則第一一九条の規定が適用されることになるが、その結果、精神損害に対する金銭賠償（「撫

恤費」等を含む）は否定されることになる。しかし、実際の裁判例には、精神損害に対する金銭賠償を明確に肯定していると思われるものが散見される。そこで、ここではまず裁判例を、

- 一 医療事故に関する裁判例、二 交通事故に関する裁判例、
- 三 製造物責任・消費者の権利利益に関する裁判例、四 国家賠償に関する裁判例、五 その他の人身侵害に関する裁判例に分類する。そのうえで、裁判実務において精神損害に対する金銭賠償がどのように扱われているのか、その法的根拠は何か、具体的な精神損害に対する金銭賠償の金額はどれくらいか、について考察する。

一 医療事故に関する裁判例

医療過誤を理由として精神損害に対する金銭賠償が要求されている裁判例は、次の二件をあげることが出来る。これらの裁判例では、「医療事故処理弁法」の適用を明言していないが、しかし、そのいずれもが精神損害に対する金銭賠償を肯定したとみなすことが出来る点が目される。

【裁判例一四】⁽²⁴⁾（一審・一九九二年一月二三日判決、二審・同年八月一三日調停）

〔事案〕原告Xの母訴外Aは早期胃癌と診断され、被告Y病院において胃癌摘出手術を受け、胃の大部分を切除した。ところが、術後の病理検査では胃潰瘍と診断された。しかし二年後に病状が再発、Y病院にて再検査をしたところ、前回の病理検査が誤診であり、胃癌の再発であることが判明した。そこでXは、当初の誤診が原因でAに対する胃癌治療の時機を逸したとして提訴した。請求内容は、Aが二年（早期胃癌の平均生存率が五年であることから）はやく死亡したことによる、Aの得べきかりし退職年金二、八八〇元、自己負担の医療費一三二、五五元および病院までの交通費二〇〇元、合計三、二一一、五五元の賠償である。

これに対し、Yは病理検査における誤診を認めたものの、誤診は治療に対し何等影響を与えてはいないとして、誤診とAの死亡の因果関係を否定した。

〔調停〕一審の上海市嘉定区人民法院はYの主張を全面的に採用したため、Xは敗訴した。これを不服としてXは上海市中级人民法院に上訴した。

二審の上海市中级人民法院は「Yは本件を医療事故ではないと認識するが、確かに誤診は存在したという事情を考慮し、人道主義から、Xに対し『適当な補償』を自ら進んで給付する」

との内容の調停案を示し、原被告双方ともこれに同意した。補償額は七九九元。

〔解説〕 Yは「Xの母を失った悲痛な心情を考慮し、自ら進んで原告に一定の経済的補償を給付した」。このような調停は「情にかなない、理にかなない、法にかなっている」（原語「合情、合理、合法」）。

〔コメント〕 本件ではYの誤診とAの死亡との因果関係を否定し、YにはAの死亡に対して一切の責任がないことを明らかにしている。にもかかわらず、「Xの母を失った悲痛な心情を考慮」して、「一定の経済的補償を給付した」点が注目される。これは、「公平原則」のあらわれと考えられ、「公平原則」にもとづいて給付された精神損害に対する金銭賠償の具体例ということができる。

【裁判例一五】⁽²⁵⁾（一審・一九九一年六月二五日判決、二審・一九九二年四月二四日判決）

〔事実〕 原告Xは被告Y病院にて不妊症の治療を受けた。しかし、Yの医療過誤によりXは急性子宮内膜炎および慢性汎発性腹膜炎を罹患した。そこでXは、支払った医療費三、一九〇、二二一元の賠償を含む「すべての賠償責任を負担すること」をY

に求めて提訴した。具体的な賠償金額は明示されていない。

〔判決〕 一審の新疆ウイグル自治区ウルムチ市新市区人民法院は、まず、「過失による」医療事故は医療事故処理弁法にもとづいてこれを解決し、「重大な過失」による医療事故は民法通則の關係する規定にもとづいて処理するという原則を示した。そのうえで、本件医療事故は後者にあたるとし、Yの「重大な医療過誤」を全面的に認めた。以上をふまえ、一審はXの医療費の負担および「一次払いの経済補償」（原語「一次性經濟補償費」）一、〇〇〇元の支払いをYに対して命じ、また二審もこれを支持した。なお、二審新疆ウイグル自治区ウルムチ市中級人民法院は、判決文で、この「一次性經濟補償」を「Xに（医療費等以外の）適当な経済補償を与え、もって原告に対する援助および同情をあらわすものである」（括弧は引用者）と説明している。

〔コメント〕 本件では医療事故処理弁法に規定される金額でカヴァーしきれない賠償訴訟に関しては、民法通則で解決することが明言されている。本件二審判決では、「一次性經濟補償」には精神損害に対する金銭賠償の要素も含まれているということを示唆している。

二 交通事故に関する裁判例

中国における急速なモータリゼーションにともない、交通事故の犠牲者数が増大している。ここ五年間の交通事故発生件数は、一九九〇年の二五〇、二四四件⁽²⁶⁾から九四年の二五三、五三七件と、わずか一%の増加にとどまっているが、他方死者数は九〇年の四九、二四三人から九四年の六六、三六二人と、日本の交通事故死者数を上回る一七、一一九人、率に換算して三四・八%も増加している。⁽²⁸⁾五〇年代にいくつかの交通事故に關する「批復性司法解釈」が出されていたことから、交通事故を理由として精神損害に対する金銭賠償が要求される紛争件数は少なくなかったと思われる。最近では死亡事故の増加を反映してか、人身侵害に關する裁判例において、交通事故を理由として精神損害に対する金銭賠償が要求されている裁判例がもつとも多い。一九九二年以降は道路交通事故処理弁法で、實質上精神損害に対する金銭賠償が認められたこともあり、精神損害に対する金銭賠償を否定する裁判例は見あたらぬ。また施行前においても、一件だけではあるが、「撫恤費」を肯定した裁判例が存在する。同弁法が精神損害に対する金銭賠償の請求権者の範囲を規定していないこともあり、以下ではその範囲にも注目して検討をすすめた。

【裁判例一六】⁽²⁹⁾（二審・一九九一年八月三十一日判決、二審・同年十一月四日判決）

〔事案〕原告Xの娘訴外A（当時一八歳）が被告Y経営の長距離バスに乗車中、当該バスが訴外Bのトラックの荷台部分と接触した。その際、トラックの荷台にある欄干部分がバスの窓を直撃し、その窓ガラスの破片がAの額に刺さった。Aは病院に搬送される途中で死亡した。事故発生地の公安局は調査にもとづき、事故の主要な責任はBにあるとして、Bに対して医療費および「撫恤費」、葬儀費等の費用、合計七、二四〇・五元の賠償を、またYには事故の副次的な責任があるとして、Yに対して同じく八〇四・五元の賠償を、それぞれ一括して支払うことと決定した。この決定にしたがい、BおよびYはすでにその金額をXに対してすでに支払っている。ところで、Xは次のように主張した。Aは乗車券を購入して乗車しており、その乗車券代には「人身安全保険費」も含まれていることから、保険の有効期間内に事故に遭遇して死亡した場合には、中国人民保險公司江西省分公司（「バスの乗客の不慮の傷害保険約款」）（「汽車乘客意外傷害保險條款」）⁽³⁰⁾の關係する規定にもとづき、保險金三、〇〇〇元が支払われるべきである。しかし、Yの賠償項目には保險金は含まれていない。よって、XはYに対してその

保険金の支払いを求めて提訴した。

〔判決〕 一 審江西省修水県人民法院はその審理過程において、公安局の認定した賠償項目およびその金額を明らかにしている。すなわち、(1)葬儀費、死体処理費、死体運搬費合計一、六六五元、(2)死者の家族の「撫恤費」六、〇〇〇元、(3)死者の家族の事故処理にかかった車代、宿泊費、休業補償三八〇元。合計八、〇四五元。このうち過失割合をB九割、Y一割とし、Bの賠償額を七、二四〇・五元、Yの賠償額を八〇四・五元とした。しかし、これらの賠償項目および賠償金額の算定の根拠は一切明らかにされてはいない（ちなみに、公安局の認定は「道路交通事故処理弁法」施行前になされたものである）。

ところで、一番ではYと中国人民保険公司江西分公司とは契約関係にあり、また「バスの乗客の不慮の傷害保険約款」第八条第二項によれば、乗車券代の二%を保険掛金として強制的に徴収すると規定されていることから、当該保険契約にもとづき、YがXに対し三、〇〇〇元全額を支払うよう命じた（江西省九江市中級人民法院は上訴を棄却している）。

〔コメント〕 本件判決は精神損害に対する金銭賠償に直接言及していない。しかし、本件は、「道路交通事故処理弁法」施行前における実務上の取扱い、すなわち具体的な賠償項目およ

びその金額、責任割合が公安局によって算定され、それにもとづき加害者が被害者の家族に「撫恤費」を給付していた、という当時の実態を明らかにしている。本件の公安局による認定は「道路交通事故処理弁法」第三六条ないし第三八条の規定とは同様の内容であり、実務では同弁法施行前においても同弁法の規定と同様の処理がなされていたことがうかがえる。

〔裁判例一七〕⁽³¹⁾（一九九二年九月二十五日提訴）

〔事実〕 被告Y₂（村民委員会）の所有する三輪オートバイを被告Y₁が運転していたところ、訴外Bのトラックと衝突した。その際、当該三輪オートバイに乗車していた訴外A（原告X₁の夫、原告X₂・X₃の子）が即死した。事故後、事故発生地の公安局により、Y₁が本件事故の主要な責任を負担する旨記されている「交通事故責任認定書」が作成された。この「認定書」にもとづき、Y₁とX₁等との間で調停がもたれ、以下のような損害賠償に合意した。(1)死者の葬儀費一、二〇〇元、(2)「死亡補償費」一九、八三八・四元、(3)被扶養者の生活費一一、一〇〇元、(4)交通費九〇元、(5)休業補償費一六八元、合計三二、三九六・四元。このうちY₁の責任を七〇%として、二二、六七七・四八元をY₁が支払う（残りの三〇%を誰が負担するかは不明）。この合意に

もとづいて補充的合意がなされ、 Y_1 はまず五、〇七二・一九元を支払い、残金は一一年間の分割払いとすることとされた。その後、 Y_1 は賠償金を支払わず、また Y_2 も Y_1 に代位して賠償しないため、 X は「認定書」どおりの履行を求めて提訴した。

〔判決〕 広東省肇慶市鼎湖区人民法院は、まず当該合意が有効であると認定した上で、 Y_1 に対し合意通り履行するよう命じた（ただし、補充的合意に関しては、一一年の分割払いから五年の分割払いに変更されている）。また、「道路交通事故処理弁法」第三一条の規定にもとづき、 Y_1 が賠償能力を有しない場合には Y_2 が代位して賠償責任を負うべきであるとして、 Y_1 が賠償能力を有しない場合には、 Y_2 が合意どおりの賠償をすることともに、その場合には Y_2 が Y_1 に対して求償権を有する旨の判決を下した。

〔コメント〕 本件では事故地公安局による「道路交通事故処理弁法」の具体的適用例が示されている。【裁判例一六】同様、事故地公安局が「交通事故責任認定書」を作成し、当事者がそれに則った事故処理をしているという実務の一端がうかがわれる。さらに、当事者に賠償能力がない場合には、自動車の所有者（本件では村民委員会）が代位弁済する点も明らかにされている。これは、否定期における司法解釈と同様である。

〔裁判例一八〕⁽³³⁾（一九九三年一月一日判決）

〔事実〕 訴外A（原告 X_1 の夫、 X_2 の子、 X_3 の父）が、自転車走行中に被告Yの運転するオートバイと衝突した。事故後A自身は負傷したという感覚がなかったため、Aはそのまま歩いて家に帰ったが、翌日になって嘔吐、意識不明等の症状が現れたため、訴外B病院に入院した。検査の結果、脳出血、硬膜下血腫等が確認されたため、緊急手術が行なわれた。Aは一時生命の危機を脱したため、とりあえず退院はしたものの、入院以降意識が回復することはなく、結局退院の二日後死亡した。その翌日 X_1 等は友人およびYの父訴外Cを呼び、賠償協議を行った結果、Cが死者の家族に「賠償金」六、〇〇〇元を支払うことと合意した（なお、「賠償金」の具体的な内容は明らかではない）。およそ半月後、 X_1 等は交通警察隊に赴き事故の報告を行ったが、その際事故の全責任がYにあるとの認定書を受けた。これにより、 X_1 等は人民法院に対して、事故により被った損失のすべてをYが賠償するよう要求し、提訴した。

一方、Yはすでに賠償協議がととのっているのであるから、 X_1 等の主張には同意できないと抗弁した。

〔判決〕 四川省蒲江县人民法院は、Aに過失がないこと、および事故直後Yが現場を離れ、交通警察隊への報告および現場

保存もしていないことは「道路交通事故処理弁法」の関係する

規定に反していることを理由に、Yが事故の全責任を負うべき

であると判断した。そのうえで、通則第一一九条および「道路

交通事故処理弁法」第三十七条第一項ないし四項、第七項ないし

一一項および第三八条にもとづき、すでに支払った六、〇〇〇

元と法院が認定した実際の損害賠償額との差額、七、五九五、六

七元を支払うよう判決した。上訴はされていない。

〔コメント〕本件の賠償額の範囲には「道路交通事故処理弁法」

第三七条第八項が含まれていることから、当然に「死亡補償金」

が含まれている。ただし、その具体的な金額は明らかではない。

また、本件では、当事者の合意よりも公安局（交通警察隊）に

より出された「認定書」を重視するという法院の姿勢がうかが

われる。⁽³⁴⁾

三 製造物責任・消費者の権利利益保護に関する裁判例

事実関係が明確でかつ判決内容が詳細にわかる裁判例は、次

の三件をあげることが出来る（しかし、これらの裁判例は、い

ずれも「製品品質法」ならびに「消費者権利利益保護法」施行

前の事件である⁽³⁵⁾）。これらの裁判例では、精神損害に対する金

銭賠償を肯定する裁判例と否定する裁判例に明確に区分するこ

とが出来るとが出来る。

①精神損害に対する金銭賠償が認められた裁判例

【裁判例二四】⁽³⁶⁾（一九九二年一月に発生した事件）

〔事実〕原告Xは被告Y美容院においてレーザー光線による

そばかす消去手術を受けたが、術後間もなくXの面部に褐色の

斑点があらわれたため、Y方に赴き今後の治療費を請求し、さ

らに手術治療費一〇〇元の払い戻しを要求した。その際、Yは

治療費一〇〇元の払い戻しには同意したものの、今後の治療費

の支払いについてはこれを拒絶した。そこで、Xは今後の治療

費および手術治療合計一〇、〇〇〇元の支払いを求めて提訴し

た。

これに対し、YはXの面部にあらわれた褐色の斑点は正常な

現象であり、また施術に瑕疵はない旨の抗弁を行った。

〔判決〕遼寧省鞍山市鉄東区人民法院は次のように認定した。

XがY美容院でレーザー手術を受けた後に、その面部に斑点が

できたのは、Yの技術が水準に達していないことによってもた

らされたものである。また、現在すでに術後半年が経過してい

るにもかかわらず、Xの面部の斑点が今なお回復していないこ

とによって、Xの精神上に癒すことのできない損失をもたらし

ている。よって、XがYに対してその損失の賠償を要求することは、正当な理由があり、これを支持しなければならない。しかしXの要求する賠償金額は高額に過ぎ、その高すぎる部分に対しては支持しない。これにより、法院は次のように判決を下した。YはXに対し、レーザー手術費一〇〇元を払い戻し、さらに今後の治療費一、〇八〇、五七元を賠償する。くわえて、一時払いでXの精神損害に対し、「経済補償費」二、〇〇〇元を給付する。上訴はされていない。

〔解説〕本件のような「美容事故」と医療事故、人身損害賠償、精神損害賠償を混同すべきではない。(1)医療事故は医療「単位」もしくは個人経営の医師と患者の間の紛争に特定される。「美容事故」の場合は、当事者は医師とは限らない。(2)人身損害賠償の当事者の権利義務関係は、人身損害に対する物質賠償である。これは人の生命健康権に対する一種の侵害であり、故意によるものと過失によるものとにわけることができる。「美容事故」は人の容貌、すなわち人身損害に対する物質賠償であると同時に、容貌が損害されることによる精神損害に対し、適当な経済的補償を行うことを含むものである。(3)精神損害賠償は公民の姓名権・肖像権・名誉権・荣誉権が不法に侵害され、被害者の精神上に苦痛等がもたらされた場合を指す。「美容事故」

の場合は、当事者の権利義務関係の対象は精神的側面・容貌(人身)の側面双方を含み、精神損失の補償を要求するばかりでなく、容貌の毀損に対する補償をも含む。また賠償責任については、「美容損害」の特性等の各種の要素を総合的に勘案し、民法通則の人身損害賠償および精神損害賠償に関する規定にしたがい、適切に処理すべきであると考えられる。本件では、Yは第一にXの顔面の修復費の賠償、第二にXの精神補償費を賠償しなければならぬ。修復に際してXは一定の苦痛を被るばかりでなく、精神上にも傷を負うのであるから、経済上の適当な補償を与えるべきである。

〔コメント〕日本で美容整形事故といえれば医療事故の範疇には含まれるが、〔解説〕からもわかるように、中国では医療事故には含まれていないようである。これは、医師でなくとも美容整形に関する施術を行うことができること、また〔解説〕では明言されていないが、美容目的の施術であって治療が目的ではないことによると考えられる。また〔解説〕では、「美容事故」においては、その特殊性(容貌が損なわれる)を特に強調して、当然に精神損害に対する金銭賠償を肯定しているが、その際の法的根拠として、通則第一一九条と通則第一二〇条をあげている。

また、本件が「消費者権利利益保護法」施行後に提訴された場合であれば、本件は同法第四一条の規定にしたがつて処理されることとなる。その際に、「Xの面部の斑点が今なお回復していないこと」が同条にいう「障害」と認められるか否かは明らかではなく、したがってXに対する「障害賠償金」の賠償が認められるか否かは不明である。

【裁判例二五】⁽³⁷⁾（一九九一年九月一八日調停）

〔事実〕原告Xは被告Y₁（販売者）からY₂が製造した漆塗りの竹ごぞを購入したが、その一週間後皮膚炎を罹患した。これは訴外A病院の診断によれば、竹ごぞに塗られた塗料により惹起された皮膚炎である。その後Xの症状が悪化し、呼吸困難、意識不明等の症状があらわれたため、治療のためホルモン注射剤の投与を受けたが、それが原因でXは妊娠中の胎児を人工流産することとなった。そこでXはY₁およびY₂に対し、「精神損失費」七〇〇元を含む総額三、六二六元の賠償を求め提訴した。これに対し、Y₁は販売契約にもとづき、製品の品質を原因として消費者に損失を与えた場合には、責任はY₂が負うべきであり、賠償には応じないと抗弁した。またY₂は、当該製品の使用により惹起された経済損失については賠償する用意はあるが、

「精神損失」等の賠償には応じないと抗弁した。

〔調停〕上海市黄浦区人民法院は、まずXの症状および人工流産はY₂が製造しY₁が販売した竹ごぞの使用を原因とするものであり、製造物責任について規定する通則第一二二条および通則「意見」第一五三条⁽³⁸⁾の規定にもとづき、XはY₁、Y₂のいずれに対しても賠償の請求を申し出る権利があると判断した。他方、当該製品の品質不良はY₂の製造過程において形成されたものであり、Y₁が販売過程において形成したのではなく、さらにY₁・Y₂間の契約によれば製造者が責任を負担することになっていることから、Y₂が責任のすべてを負担すべきであるとされた。賠償範囲については、「合理的範囲に限定されるべきである」として、不妊症の治療費および妊娠期間中の栄養費は「合理的範囲には含まれない」としたが、他方、「精神損失」は合理的範囲に含まれるものと判断した。その結果、法院は「Y₂はXに対し経済的、精神的損失二、三五〇元を賠償する」との調停内容を示し、原被告双方はこれに同意したため、調停が成立した。

〔解説〕本件調停において、「精神損失」を賠償の名目とするのは妥当ではない。

〔コメント〕労災事故の「撫慰金」、道路交通事故処理弁法の「死亡補償金」ないし実務上の「撫恤費」、あるいは消費者権

利益保護法にいう「死亡賠償金」および「障害賠償金」等の精神損害に対する金銭賠償は、被害者が死亡または障害者となつた場合のみ認められ、単なる傷害の場合には認められていなかった。しかし、本件では、調停という形式ではあるが、被害者が死亡しないしは障害者となっていないにもかかわらず「精神損失」の賠償を肯定している点が注目される。これは被害者自身には障害は残らなかつたものの、結局流産することとなつた点が影響しているためではないかと思われる。

②精神損害に対する金銭賠償が否定された裁判例

【裁判例二六】⁽⁴⁰⁾（一番・一九九〇年五月一〇日判決、二審・一九九一年八月二二日判決）

〔事実〕原告Xは翌日の本人の結婚式の準備のため、被告Y美容室において染髪等のサービスを受けた。費用は総額三二〇元であった。ところが、翌日起床するとXの顔面に痛みと痒みを伴う赤い斑点が生じており、夜にいたっては頭頂部がただれ、体液がしみ出る等の症状に発展した。そこで、XはYの責任者訴外Aに事情を話すとともに、Aの指示にしたがつて訴外B病院および同C病院に行き、診察と治療を受けた。診断の結果、Xの症状は染髪料が惹起した接触性皮膚炎であることが判明し

た。その後XとYは協議を行ったが、その際Xは五〇〇元の賠償を要求したのに対し、Yは二五〇元の賠償に同意しただけであつたため、協議は決裂した。そこで、XはYに対し、「個人の精神面の損失の補償」を含む総額一、六一一、三九元の支払を求めて提訴した。

これに対し、Yは以下のとおり抗弁した。第一に、Yの使用した染髪料は比較的品質が良く、また使用前においてXの頭皮に対し検査を行っており、その際には異常は見られなかつた。

また、Xは過去において染髪をしたことがあつたため、皮膚のアレルギー検査は行わなかつた。第二に、染髪料の使用説明書が求める検査をYが行わなかつたとするXの主張に対しては、当該説明書の要求はどうしても一般理容店が行うものではなく、検査を実施しないことは習慣となつていた。第三に、通則第一二二条の規定から、賠償の要求は当該染髪料の製造者に対してなされるべきである。第四に、染髪液の品質が行政機関の鑑定を経て合格したものであれば、本件事故は偶発的な事故であり、製造物責任に関する通則第一二二条の適用ではなく（同条は無過失責任と解されている）、人身事故の一般原則（すなわち通則第一一九条。過失責任と解されている）にしたがつて解決されるべきである。第五に、賠償範囲について、Xの要求

する医療費のうち、X自らの意思による転院については、賠償に同意しない。Yは自らの意思で、Xに対し二五〇元を賠償する用意がある。

〔判決〕 一番の上海市黄浦区人民法院は、次のように認定した。YはXに対して、かつて染髪したことがあるか否かのみを質問しただけで、具体的な質問は一切行っておらず、また当該染髪液使用説明書にある「はじめて本品を使用する者は皮膚検査を行うことを要する」との検査も行っていない。よつて、本件皮膚炎はYの過失により惹起されたものである。また賠償範囲は「法にかない、情にかない、理にかなう」（原語「合法、合情、合理」）範囲とし、Xが自らの意思で診察、治療を受けた自己の単位の病院での医療費、栄養費および「精神損害」は賠償範囲に含まれない。以上にもとづき、法院はYに対して七三五四九元の賠償を命じた（二一番の上海市中级人民法院は上訴を棄却している）。

〔コメント〕 本件では、先の【裁判例二五】とは異なり、「精神損害」の賠償は認められていない。賠償範囲については、何が「法にかない、情にかない、理にかなう」範囲か、明らかにされていがないが、Xに何等の障害も残ってはおらず、かつ、子を失うといった特別の事情も存在していないため、本件では

「精神損害」の賠償を認めなかったのではないかと思われる。

四 国家賠償に関する裁判例

「国家賠償法」を直接適用した裁判例は、同法が施行されて間もないこともあり、まだ見あたらないが、行政を相手に精神損害に対する金銭賠償を要求している裁判例としては、以下の裁判例をあげることができる。これらの裁判例のうち、精神損害に対する金銭賠償を肯定している裁判例は三件、否定している裁判例は一件となっている。

①精神損害に対する金銭賠償を肯定した裁判例

【裁判例二七】（一番・一九九三年七月二三日判決、二番・同年二月二十八日判決）⁽⁴¹⁾

〔事実〕 訴外A（原告Xの子）は路上で訴外B（台湾人）と商談をし、ある名画を鑑定していたところ、被告Y（青島市公安局）に身柄を拘束され、収容審査処分とされた。⁽⁴²⁾ 審査の結果、Aは表装を手伝うと言つて訴外C（南京飯店の従業員）から当該名画を騙取しており、また青島市博物館の鑑定によれば、当該名画は文化財であることがわかった。さらに、Aは南京飯店の宿泊費等合計一九、〇〇〇元余りを踏み倒していたことが調

査して明らかになった。以上の事実にもとづき、 Y_1 はAを文化財転売罪と認定し、Aの身柄を南京市公安機関に移送すると決定した。そこで、いったんAの身柄は被告 Y_2 （徐州市公安局）收容審査所に移送された。 Y_2 に移送されて一ヶ月余り経過後、Aが頭痛、全身のしびれ、不眠等を訴えたため、医師が自律神経失調症の薬を投与したが（Aは元来自律神経失調症を患っていた）、その翌日Aは急死した。法医学鑑定によれば、死因は化膿性心筋炎による急死であった。そこでXは、以下のような理由から、 Y_1 、 Y_2 に対して「精神物質損失」二十九万円の賠償を要求して、訴訟を提起した。(1) Y_1 の收容審査は法定の期限を超過していた。⁽⁴³⁾(2) Y_2 は一ヶ月余りもAの身柄を拘束しながら南京市公安機関に移送せず、その間に病身のAに治療を施さなかった。またAの体には多くの外傷があり、Aは殴打されて死亡したものである。(3)当該名画はX家先祖伝来の品である。

これに対して、 Y_1 は、Aに対する收容審査は完全に合法で間違いはなかったと抗弁した。また Y_2 は、 Y_1 から南京市公安機関にAを移送する途中で Y_2 がAの身柄の引き渡しを受けたのは合法的行為であり、またAの死亡はA自身の持病が悪化したためであると抗弁した。

〔判決〕南京市中级人民法院は、まず、Aの犯罪行為は、事

実が明らかであり、また証拠も充分であることから、 Y_1 の行った收容審査は妥当なものであったと認定した。しかし、 Y_1 はAの身柄を法定期間を二ヶ月半も超過して拘束し、かつ規定にしたがった收容期間の延長手続をとっていないことから、公民の人身自由権を侵害したと認定した。さらに、「南京の公安機関に移送して処理する」との決定は法的根拠のないものであると認定した。以上から、 Y_1 は不法行為損害賠償責任を負わなければならないとした。他方、 Y_2 は適切な時期にAの身柄を南京に移送しなかったこと、またAの病状が明らかに悪化した際に、適切な治療を施さなかったことから、 Y_2 もまた不法行為損害賠償責任を負わなければならないとした。他方、XのAは殴打されて死亡したという主張および当該名画はX家先祖伝来の品であるという主張は、証拠不十分により支持しないとされた。以上にもとづき、 Y_1 に対して本件收容審査の処分決定の取消、ならびにXに対して「精神撫慰費」三、〇〇〇元およびAの收容審査期間の休業補償費一、三九二元、合計四、三九二元の賠償を、また Y_2 に対しては、Xの「精神撫慰費」三、〇〇〇元および葬儀費五〇〇元、親族の葬儀期間の宿泊費三五〇元、交通費四七六元、休業補償二二四元、合計四、五五〇元の賠償を、それぞれ命じた（X、 Y_1 は上訴したが、二審の江蘇省高级人民法院は

これを棄却している。

〔解説〕 Y₁およびY₂の具体的行政行為は違法なものであり、不法行為損害賠償責任を負わなければならない。しかし、賠償責任の分担および賠償範囲の確定は、法に依り合理的に認定されなければならない。Y₁の賠償範囲の主要なものは、Aが期間を超過して拘束されて死亡するまでの休業補償およびAの親族の「精神撫慰費」であり、Y₂の賠償範囲の主要なものはAの親族の「精神撫慰費」、葬儀費、親族の葬儀期間の交通費および休業補償である。具体的な賠償基準の確定は民法通則および関係する司法解釈にもとづいてなされる。

〔コメント〕 本件は「国家賠償法」施行前に発生した事件である。本件では、「国家賠償法」施行前において、遺族の「精神撫慰金」の賠償が認められていたという実務上の取扱いが示されている点が注目される。なお、〔解説〕によれば、「精神撫慰金」の賠償は民法通則および「関係する司法解釈」にもとづいてなされるとされているが、ここにいう「関係する司法解釈」が具体的にどの司法解釈を指すかは示されていない。

【裁判例二八】（一番・一九九四年七月一四日判決、二番・同年一〇月二七日調停⁴⁴）

〔事実〕 訴外A（原告Xの夫）は既婚の女性訴外Bと結婚しようとし、訴外C工場および訴外D（居民委員会）から白紙の紹介状二通を騙取した。Aは当該紹介状に「XとAは日頃からいさかいが絶えず、調停を経ても効果がなく、感情はすでに破綻している」との虚偽の事実を記入した。その紹介状をたずさえ、Aは近在の農民訴外EをXと偽り、Eとともに被告Y人民政府に赴き離婚手続を行い、「離婚証明書」を入手した。その際、Eは「居民身分証」および「結婚証明書」ともにすでに紛失したとの虚偽の事実を述べている。その後、Yは事実の真相を知ったため、当該「離婚証明書」の効力を取消す決定⁴⁵を行ったが、Yは当該決定をXおよびAには送付していなかった。XはYが「離婚証明書」を発行したことは職責失当であり、Xの婚姻自主権を侵害し、Xの精神病の再発を惹起したとして、Yに対し離婚登記の取消および治療費、財産損失および「精神損失」二〇、〇〇〇元の賠償を求めて提訴した。なお、Xの精神病の既往歴については、明らかにされていない。

これに対し、YはYの一連の行為が違法行政行為にはあらず、また「離婚証明書」の発行とXの精神病の再発との間には因果関係は存在せず、賠償責任を負うべきではないと抗弁した。〔調停〕一番双陽県人民法院は、YがXおよびAの離婚と処

理する際に「婚姻登記規則」第七條⁽⁴⁶⁾に違反し、軽率にもEの虚言を信用し、離婚手続を行ったことは、違法行政行為にあたる
と認定した。また、当該離婚手続の取消の決定がXおよびAに
送付されていないことから、当該離婚はまだ取消されていない
とみなすと認定した。そして、これらのYの行為はXの合法的
権利利益を侵害し、Xの精神上に損害をもたらしたとして、Y
は行政不法行為損害賠償責任を負わなければならないとして、
「行政訴訟法」第五條第二項第三号⁽⁴⁷⁾および第六八條第一項に
もとづき、Yに対し、当該「離婚証明書」の取消、およびXの
「精神損失」二、〇〇〇元の賠償を命じた。

一審判決後、Xは賠償金額が少額にすぎることを理由に、長
春市中級人民法院に上訴した。長春市中級人民法院は一番の事
実認定を全面的に支持した。しかし、二審審理過程において、
Yの代理人が「賠償問題については調停を行う用意がある」と
申し出たため、法院主宰の下、YがXに対して医療費および「精
神損失」計三、二〇〇元を賠償することを内容とした調停が成
立した。

〔解説〕行政機関の違法な具体的行政行為が当事者に損害を
もたらしている場合には、行政訴訟法第六七條第一項⁽⁴⁹⁾にもとづ
き、行政不法行為損害賠償責任を負わなければならない。本件

では、Yの違法な具体的行政行為は、Xの精神病の再発を惹起
した。ゆえに一審法院がYに対してXの経済損失および「精神
損失」の賠償を命じたことは正しい。また、本件のように、行
政不法行為損害賠償訴訟は調停を適用して事件に決着をつける
ことができる。行政訴訟法第六七條第三項は、賠償訴訟は調停
を適用することができる⁽⁵⁰⁾と規定する。本件のような賠償訴訟は、
具体的行政行為により惹起されており、行政訴訟の特徴を具備
しているが、他方賠償問題は民事訴訟の特徴を具備している
ことから、調停を適用することは紛争の解決にいつそうプラス
となるのである。

〔コメント〕Xの「精神損失」の賠償の要求が、はたして婚
姻自主権侵害によるものか、あるいは「精神病の再発」という
人身侵害によるものか、明らかではない。

【裁判例二九】（一九九三年七月一四日に発生し、一九九五年
二月一五日に提訴された事件⁽⁵¹⁾）

〔事実〕原告X₁、X₂の息子訴外Aは、酒を飲んだ後に訴外B
の経営する飲食店において、Bに対して難癖を付けて面倒を起
こし、店内の棚のガラスを殴り壊した。居合わせた者の取りな
しにより、AはBに対して謝罪し、賠償する旨を申し出た。そ

ここに、被告Y（公安局）所属の派出所副所長訴外Cがたまたま店にやってきて、Aの両手を取り押さえ、Aを派出所に連行しようとした。その際、CはAを押し倒してしまい、Aはコンクリートの地面に頭部を強打し、くも膜下出血で死亡した。これによりCは「過失殺人罪」で懲役二年六月、執行猶予三年の判決を受けている。その後、X₁、X₂は書面でYに対し行政不法行為損害賠償請求を行ったが（都合四回）、Yからは何の反応も得られなかった。そこで、X₁、X₂はYに対し、行政訴訟法および国家賠償法の関係する規定にもとづき、「死亡賠償金」および葬儀費三九、二八〇元、および休業補償費、交通費等の損失四一七八元の賠償を求めて、提訴した。

これに対し、Yは以下の抗弁を行っている。第一に、Aの死亡はCが合法的に職務を執行している際にもたらされたものであり、損失の補償には応じることがない。⁽⁵²⁾ 第二に、本件は国家賠償法施行前に発生した事件であり、国家賠償法の規定は適用されず、補償の基準としては「道路交通事故処理弁法」の関係する規定を参照するべきであつて、X₁等に対し一五、〇七〇元を補償することには同意する。第三に、Aの葬儀の問題については、訴外D（郷政府）およびCの所属する派出所がYに代わって五、〇九二元の葬儀費用を支払っており、補償費

用から差し引かれるべきである。また、その余のX₁等の損失に対しは、賠償をしない。

〔調停〕寧化県人民法院は、まずCはその職務執行中に法の規定に違反し、公民の人身権利を侵害し、Aを死亡させたのであるから、Yは法に依り行政不法行為賠償責任を負わなければならないと認定した。また、本件は「国家賠償法」の公布および施行前に発生しており、当時の法律、法規および規範性文書には、本件賠償の基準となる規定は存在しないが、最高人民法院の「国家賠償法」の適及効に関する批復⁽⁵³⁾にもとづけば、本件は「国家賠償法」を適用することはできないが、審理過程においては、関係する賠償基準を参照することはできるとの判断を示した。これにもとづき、法院主宰の下で、以下の内容の調停が行われた。(1) YはX₁、X₂に対し、Aの「死亡賠償金」二七、〇〇〇元（すでに支払われた五、〇九二元を含む）を賠償することに同意する。(2) X₁、X₂は休業補償、交通費等の損失の賠償の要求を放棄する。(3) 訴訟費用はYが負担する。

〔解説〕本件の賠償には「国家賠償法」の規定を参照することができようか。本件被告の不法行為は一九九三年に発生しており、「国家賠償法」の公布および施行前であり、「国家賠償法」は過去に遡及しないため、本件は「国家賠償法」が規

定する賠償基準を適用することはできず、ただ「道路交通事故処理弁法」が規定する基準を参照して賠償をおこなうことができるのみである、という見解が存在する。しかしこの見解は、本件のような行政不法行為損害賠償と民事不法行為損害賠償の主体、基準、性質、適用する法律などの本質的な区別がなされておらず、かつYが「道路交通事故処理弁法」を適用することができるといふ充分な証拠・証明を提出していないことから、本件に当該弁法を参照するということは立脚点のないものである。他方、「国家賠償法」の規定を参照して賠償をおこなうことができるという見解も存在する。本件違法行為は「国家賠償法」施行前に発生しており、当時、法律、法規および規範性文書で、人身死亡事故を惹起する行政不法行為損害賠償の賠償基準に対して規定を有するものは存在していなかったことから、「国家賠償法」および最高人民法院の「国家賠償法」の遡及効に関する批復⁽⁵³⁾の規定にもとづき、「国家賠償法」の規定を参照して処理を行ったことは正確である。

〔コメント〕管見のおよぶ範囲内では、「国家賠償法」を直接適用した裁判例は見あたらなかったが、本件は「国家賠償法」を参照して紛争を処理した初の事例である。

本件では、「国家賠償法」の遡及効に関する最高人民法院の批

復⁽⁵⁴⁾が存在していることから、Yの主張は認められなかった。しかし、法の欠缺に対しては、「人身損害賠償」に関する同種の現行法（「道路交通事故処理弁法」）をいわば類推適用して解決するという実務上の法運用の特徴が本件Yの抗弁には顕著にあらわれているということができ、興味深い。おそらくは、Yの抗弁のような解決方法は、一般的に広く行われているであろうことは、中国の法学者の中にも、人身損害賠償の算定基準として「道路交通事故処理弁法」を参照するという意見がみられることからわかる。なお、国家賠償法に規定する「死亡賠償金」の性質について、これを精神損害に対する金銭賠償である⁽⁵⁴⁾ととらえる説が存在する。

②精神損害に対する金銭賠償を否定した裁判例
【裁判例三〇】⁽⁵⁵⁾（一審・一九九四年七月二七日判決、二審・同年二月二日判決）

〔事実〕原告X（雑誌「民主与法制」記者）と訴外A（南方日報）記者が取材である村を訪れた際、写真撮影をめぐって村民との間に紛争が生じた。その日の正午頃、被告Y（汕頭市公安局達濠区分局）広澳派出所に双方が赴き、訴外B（同派出所副所长）の調停の下、XおよびAがフィルムを感光させ、当

該フィルムを派出所に置いていくことで合意をみた。その直後、訴外C（同派出所所長）がXおよびAのこの度の取材についての状況を知った後、村民訴外D等四人（Xの宿泊先の予約をした者）の行方を追及するとともに、身柄拘束の令状を出した。

その際、XはDがその知り合いであることを否認している。午後三時頃、CはXおよびAを村から汕頭市街に送り届けた。翌日の午前二時頃、派出所は手がかり（おそらくは密告）にもとづいて、指名手配中のDが汕頭市内のホテル（すなわちXおよびAの宿泊先）に居ることを知るに到り、逮捕に赴いたが、そのときにはすでにDは逃げ去っており、部屋にはXおよびAの二人が居るだけであった。そこで、派出所はYの許可を得たうえで、X、Aの両名に対して派出所への同行を求め、状況を説明するように要求した。その取調において、XはDが知り合いであることを認めたものの、Dに関する供述は拒否した。その後、Xは調書に署名をし、午前一時頃に汕頭市街に送り返された。そこで、Xは以上の派出所の行為はXの人身権利および記者の取材の権利を侵害したとして、Yに対して国内の主要新聞および雑誌上での謝罪、直接責任者の責任追及および物質および「精神損失」の賠償を求めて、提訴した（「精神損失」の具体的金額については不明）。

〔判決〕北京市海淀区人民法院は、派出所は職権にもとづいてX等と村民双方の紛争を調査し処理し、関係する状況を知ったのであって、不当なところは存在しないと判断した。また、派出所の一連の行為は法律の規定に違反してはおらず、刑事捜査行為であると認定した。以上から、Xの主張には事実および法律の根拠がなく、支持できないとし、Xの訴えを棄却した（二審の北京市中级人民法院は上訴を棄却している）。

〔解説〕Xの訴えるところのYの行為の性質が問題となる。一つの意見は、Yの行為は具体的行政行為であるというものであり、もう一つの意見は、Yの行為は刑事捜査行為であるというものである。我々は後者の意見に同意する。YはXおよびAを召喚したが（実際には連行したが）、法律の規定にしがえば、これは行政上の召喚と刑事上の召喚の二種類に分けることができる。前者は「治安管理处罚条例」の規定にしたがい、治安管理条例違反者に対して採られる措置であり、後者は「刑事訴訟法」により採られる措置であり、文書の作成を要求される。YのXおよびAの召喚は、法に依る手続を採ってはならず、手続上妥当性を欠いてはいるが、しかし刑事捜査行為の性質に影響を与えるものではない。第一に、公安機関はXおよびAが治安管理条例の関係する規定に違反したために召喚したのではなく、両名

が指名手配犯Dの事情を知っていることから、証人として召喚したものであり、Dを逮捕するための刑事捜査活動である。第二に、YがXおよびAを召喚し、証言を求めるには、法的根拠がある。「刑事訴訟法」第六十七条第一項は次のように規定する。

「捜査要員が証人を尋問する場合には、証人の所属する『単位』あるいは住所に赴き尋問を行うことができるが、しかし人民検察院あるいは公安機関の証明文書を提示しなければならない。必要な場合には、証人に通知して人民検察院あるいは公安機関において証言をさせることもできる」。また、「人民警察条例」

第六条第二項は次のように規定する。「刑事事件を捜査する場合には、法律にしたがい犯罪の嫌疑者および証人を尋問することができ」。これらの規定にもとづき、XがYの刑事捜査行為に対して行政訴訟を提起したことは不当であり、一、二審法院が棄却としたことは、正しい。

〔コメント〕 本件もまた「国家賠償法」施行前の事件である。本件では、Xは「人身自由権」および「記者の取材の権利」が侵害されたことを理由に、Yに対して精神損害に対する金銭賠償を要求している。しかし、法院はYの一連の行為が合法的捜査活動であるということを理由に、これを認めなかった。本件が「国家賠償法」施行後の事件であったとしても、Yの行為が

合法的な捜査活動であると認められる以上、精神損害に対する金銭賠償が認められる余地はない。

五 その他の人身事故に関する裁判例

以上の分類の他にも、様々な理由から精神損害に対する金銭賠償が要求されている裁判例も数多く存在する。これらの裁判例のうち、精神損害に対する金銭賠償を明確に肯定した裁判例および肯定したとみなしうる裁判例は七件、否定した裁判例は三件、それぞれ存在する。

①精神損害に対する金銭賠償を明確に肯定、あるいは肯定したとみなしうる裁判例

【裁判例三二】⁵⁶⁾（二審・一九九一年六月一八日判決、二審・同年一〇月二四日判決）

〔事実〕 訴外Aはその請負う道路工事を被告Yに又請させた。その契約書では、「工事過程における人身事故はYが自ら処理し、Aはいかなる責任をも負わない」と規定されていた。Yが又請した後、Yは日当九元で訴外B（原告Xの子）を雇用し、爆破作業に従事させた。後日、Bは爆破作業中に自らの過失により重傷を負った。Bはすぐに病院に搬送されたものの、一ヶ月後

に死亡した（なお、Bは一度転院している）。YはXに対し、医療費およびその他の看護に必要な費用を支払い、また転院後にはAとともにさらに必要な費用を支払っている。その際に、XはYに対して今後一切の請求権を放棄する旨署名して同意した。Bが死亡した後、YおよびAは事後のことについて一切無関心でいたため、XはYに対して、転院後の医療費、看護費、葬儀費二、〇〇〇元および国家職員・労働者の公務による傷害死亡補助⁽⁵⁷⁾に⁽⁵⁷⁾したがって、「撫恤金」四、〇〇〇余元を負担することを要求して提訴した。

これに対し、Yはすでに四、〇〇〇余元を支払っており、また工事により赤字となったため、賠償能力がないと抗弁した。また、Aは又請契約書にあるように、工事による人身事故についての責任はYが負担するものであり、加えてXがすでに請求権を放棄していることから、本件事故に対して何等の責任を負わないと抗弁した。

〔判決〕一審審理過程において、爆破作業従事者が有すべき「爆破員作業証」⁽⁵⁸⁾をBが有していないことが判明したため、江西省上猶県人民法院はまず本件事故の主たる責任はBにあると認定した。しかし、YもまたBが「爆破員作業証」を有していないことを明らかに知りながら爆破作業に従事させていたことから、

一定の責任を負うべきであると指摘した。さらに、A・Y間の契約においてAが「いかなる責任をも負わない」とした規定は法律の規定に反するうえに、Aが孫請によつて利益を得ることからも、当然に無効であるとした。また、Bの転院時に締結されたXの将来の請求権の放棄に関する契約は、Xの本意ではないとしてこれを無効とした。以上をふまえて、判決はAおよびYに対し、転院後の医療費六八七・三九元、葬儀の補助費二三〇元および原告家族に対する「たちなおり費用」（原語「安家費」）五〇〇元、合計一、四一七・三九元の支払いを命じた。なお、A・Y間の負担比率は、おおよそ五対二である（一、〇〇〇対四一七・三九）。江西省樟州地区中级人民法院は上訴を棄却している。

〔コメント〕本件ではXの「撫恤費」の要求に対し、判決では「安家費」の支払をYに命じている。「安家費」はふつう「赴任手当」もしくは「留守宅手当」を意味するが、本件ではこのような意味で用いられてはいない。文脈および語意からすると、家族の「たちなおり費用」であると解すべきであり、まさに精神損害に対する金銭賠償であると解すべきであろう。

【裁判例三三二】⁽⁵⁹⁾（一九九〇年八月二二日に発生した事件）

〔事案〕原告X（当時一二歳）が友人二人（同一四歳、一五歳）

とともに被告Y（人民武装警察）の廃棄した爆弾（不発弾）を拾い、それを持ち帰って遊んでいたところ、当該不発弾が爆発し、Xは顔面、両眼および左手拇指に裂傷を負った。その結果、Xは左眼球萎縮、右眼水晶体喪失で失明となり、また左手拇指第一関節より上を喪失した。X、Y双方の協議がととのわなかったため、XはYに対して医療費および今後の生活費等の賠償を求めて提訴した。

これに対し、Yは当該不発弾がYの廃棄したもので否か確定できず、またYの廃棄したものであったとしても、本来はXの両親が未然に事故を防止すべき立場にあるのであって、Yに責任はないと主張した。

〔判決〕 一審江蘇省常州市天寧区人民法院は、まず当該不発弾がYの廃棄したものであることを認定した上で、Xが未成年で「民事行為制限能力者」（原語「制限民事行为能力人」⁽⁶⁰⁾）であって、不発弾に対する危険性を認識し得なかったこと、およびXの負傷はその両親の監督責任の範囲外であることを指摘し、Yに対しXの医療費の全額の負担を命じた。くわえてXが障害者となり、成年後の労働能力の大部分をすでに喪失しており、日常生活にも比較的重大な影響を与えるであろうことから、通則第一一九条により、さらにYに対してXの生活補助費一四、

四〇〇元ならびに「適当な経済補助」五、〇四〇元の支払いを命じた（江蘇省常州市中級人民法院は上訴を棄却している）。（コメント） 本件の「適当な経済補助」が何を指すかが問題であるが、Xの今後の生活補助費は別枠で支給されていることから、「障害補償費」を指しているものと思われる。とすれば、本件では精神損害に対する金銭賠償を肯定した事例とみなすことができる。

【裁判例三三三】⁽⁶¹⁾（一審・一九九〇年一月一四日判決、二審・一九九一年七月六日判決）

〔事実〕 原告X₁、X₂（夫婦）の娘訴外A（当時四歳）は、その面部を被告Yの飼育する犬にかまれ、一八針縫う大怪我を負い、治療後二五日目に破傷風で死亡した。X₁等はAの死体を山中に埋葬したが、後日YはAの死体を他所に移し、現在その所在は不明である。YがAの死体を他所に移したことをきっかけとして、X₁、X₂はYに対して医療費等の賠償を求め、提訴した（精神損害の賠償の要求はされていないようである）。これに対し、YはAの負傷はYの飼育する犬がかんだことによるものではなく、訴外B（X₁の甥）の飼育する犬がかんだことによるものであると抗弁した。

〔判決〕一審陝西省橫山県人民法院は、AがYの飼育する犬にかまれている現場を目撃した者はいないが、Yの飼育する犬がこれまで何度か人をかんで傷を負わせたことがあること、およびYの妻がAに誰の犬にかまれたか尋ねたところ、Yの飼育する犬にかまれたと答えており、このA自身の証言を排斥する規定が民事訴訟法上存在しないことから、AはYの飼育する犬にかまれたものと認定した。これをふまえて、法院はYに対し医療費、休業補償費および栄養補助費のあわせて四八七・四五元の支払いを命じた。

これに対し、 X_1 、 X_2 は、この四年来Aを扶養するために費消した金銭はAの死亡とともに水泡と化し、またAの死亡は原告夫婦の精神上に巨大な苦痛をもたらし、一審の賠償額では不足であり、「情理」に合致しないと、四年間のAの扶養費およびAの死亡によりもたらされた「精神損失の賠償費」を要求して、陝西省榆林地区中級人民法院に上訴した。

二審の事実認定は一審と同様であるが、しかし二審判決では「一審法院はAの家族に『撫慰金』の賠償の判決をしておらず、妥当ではない」として、「撫慰金」一、〇〇〇元の支払いを原審判決認容額に追加した。

〔解説〕二審判決で「撫慰金」の支払を追加した点はすこぶ

る啓発性を有する。すなわち、この一、〇〇〇元の「撫慰金」は X_1 、 X_2 の被った精神的苦痛を考慮した上になされたものであり、社会的公衆道徳に合致しており、充分合理的なものである。しかし、この「撫慰金」の法的根拠を示していない点は不満であり、民法通則の「公平原則」に関する一般規定を適用して処理すべきであった。

〔コメント〕本件二審判決では、子を失った親の悲しみを考慮して「撫慰金」の支払をYに命じている。これはAの死亡後にYがAの死体の埋葬場所を勝手に移し、埋葬先も不明となることが大きく作用しているものと思われる（なお、死体に関する裁判例として【裁判例四〇一】および【裁判例四一】参照）。また〔解説〕によれば、本件「撫慰金」はまさに精神損害に対する金銭賠償であり、「公平原則」の適用の結果であるとしている点が注目される。

【裁判例三四】⁽⁶²⁾（一審・一九九一年五月二十九日判決、二審・同年一〇月二二日判決）

〔事実〕被告Y₂（村民委員会）が敷設した電線が強風により切断し、原告Xの管理する綿花畑の中に垂れ下がり、訴外A（Xの妻）が農作業中に感電した。被告Y₁が感電して倒れているA

を発見し、訴外B診療所に運び込んだが、Aは右前腕および心臓の感電により死亡した。なお、当該電線は規格にあつていない老朽化したものであり、以前にも感電事故を起こしていた。

また、当該電線はY₁が維持管理すべきものとなっていた。そこでXはY₁およびY₂に対し、葬儀費、「撫恤費」ならびに残された三人の子の生活費、合計四、五〇〇元を支払うよう要求して提訴した。これに対しY₁、Y₂は、Xは当該電線の管理者の一人であり、X自らが一切の責任を負うべきであると抗弁した。

〔判決〕江西省瑞昌市人民法院の一番判決では、(1)当該電線がY₂の所有に帰すこと、(2)当該電線が規格にあつておらず、またその点をY₂が明確に知っていたこと、(3)以前に発生した人身事故の後管理を強化していなかったこと、(4)以上の事実にもかかわらず電力供給を続けたこと、以上の点を指摘し、Y₂に主要な責任があると認定した。またY₁に対しては、当該電線の維持管理者であるにもかかわらず、時機にかなった検査・修理をしていないことから、職責を果たしていたとはいえず、よって副次的な責任を負うと認定した。以上にもとづき、通則第一一九条の規定にしたがって、葬儀費三〇〇元、「撫恤費」四〇〇元、残された子供の生活費三、〇〇〇元、合計三、七〇〇元を、Y₁が六〇%、Y₂が四〇%の割合で負担して支払うよう命じる判決を

下した(二審の江西省九江市中级人民法院は上訴を棄却している)。

〔コメント〕本件では、通則第一一九条にしたがって「撫恤費」の支払を被告に命じているとしている。本件において通則第一一九条を根拠に「撫恤費」を肯定するには無理があるにもかかわらず、「撫恤費」の根拠としている。これは、通則第一一九条を適用した結果というよりは、むしろXおよび三人の娘(二歳、一〇歳、八歳)の心情を慮った実質的判断だといえる。なお、本件同様通則第一一九条を根拠に、実質上精神損害賠償を肯定するものとして、次の〔裁判例三五〕参照。

〔裁判例三五〕⁽⁶³⁾(一九九一年九月五日判決)

〔事実〕原告X(当時二二歳、女子大学生)が海岸で遊泳中、被告Y所有の水中の砂利採掘シャベルのワイヤーにXの右手食指、中指および薬指が挟まれ、切断された。海岸には何等の警告等もなされていなかった。Xは指が切断されたことにより、終生肢体に障害が残り、Xの卒業後の就職および恋愛・結婚に悪影響を及ぼすとして、XはYに対し医療費の全額、生活補助費および義指にかかる費用、合計一三、〇〇〇元の賠償を要求して提訴した。

Yは、これに対し、Xの食指等の切断の事実は認めるものの、現場の状況から危険性は当然に予見できたとして、本件事故はXの過失によるものであり、賠償には応じない旨の抗弁をした。

〔判決〕 浙江省金華市婺城区人民法院は、まず本件事故の発生地が遊泳禁止区域ではない点を指摘した。その上で、Yは安全予防措置をとらず、明確な警告の表示もしていなかったこと、またXの傷害はYの機械によるものであること、Xに損害の事実が存在すること、Xの損害の発生とYの予防措置をとらなかったことおよび明確な警告の表示をしていなかったこととの間には因果関係が存在することから、Yには本件事故に対する責任があると認定した。また、事故発生地が公共の遊泳地であったこと、Yの機械は水面から肉眼では発見しにくかったことなどから、Xには事故に対する予見可能性はなかったとして、その責任を否定している。賠償範囲に関しては、損害が右手の食指等の切断であることから、学業の成就および卒業後の就職に影響があるばかりではなく、恋愛・結婚に対しても影響を及ぼすとして、Xの主張を全面的に採用した。以上から、通則第一一九条により、法院はYに対し、Xの医療費三二二・〇九元、義指にかかる費用三、〇〇〇元、それらに加えて障害生活補助費を含めた総額六、〇〇〇元の「一次性賠償」の支払を命じた。

〔コメント〕 本件では障害生活補助費を含めた「一次性賠償」の性質が問題となる。「学業の成就および卒業後の就職」が経済的な利益を喪失した点を指摘していると解するに異論はなかろう。一方、「恋愛・結婚に対する影響」を経済的な利益の喪失とは解し難い。これは恋愛・結婚の機会を喪失することによる「精神的苦痛」を指していると同解するべきであり、よって、判決にいう「一次性賠償」には精神損害に対する金銭賠償が含まれていると解すべきであろう。

【裁判例三六】⁽⁶⁴⁾（一九九一年九月二日判決）

〔事実〕 被告Y（六二歳）は隣村の子訴外A（原告Xの息子、当時四歳）を誘い、Yの孫である訴外B（Aと同じ年頃）と遊ばせていた。ところが、Yがほんのしばらくの間目をはなしていた隙に、AはY方中庭の池に転落し、溺死した。XはAの死によってXの家族全員の精神上に大きな痛手を与え、経済上にも損失をもたらしたとして、Yに対し八、〇〇〇元の賠償を求め提訴した。

これに対しYは、Xの要求する八、〇〇〇元は法的根拠なき要求であり、またYはすでに年老いており、経済上の負担能力もないことから、これを認めないようにと主張した。

〔判決〕 湖南省長沙県人民法院は、まずAは完全な行為無能力者であり、「その活動は監護人の監護から離れられないものである」と指摘した。他方、Yは完全に行為能力を備えた者であり、YがAを連れ出した際に訴外C（Aの母）から「水に注意しろ」と言われたことから、Yは「XおよびCのAに対する監護権を臨時に委任された」と認定し、YにはAに対する監護権が存在し、Aの人身の安全を保護する義務があるとした。にもかかわらず、Yは一方で家事をしながら一方でA等の監護をし、かつ「重大な不注意」によってAが溺死するに至ったとして、Yには監護義務違反があったと認定した。よってYはAの死亡に対して責任を負わなければならないとした。そして、この損失はYがただ謝罪するだけでは補いきれないものであり、「物質的補償を通じてある種の慰謝をすべきである」から、「YはXに対し一定の金銭を賠償するべきである」とし、YのXに対する精神損害に対する金銭賠償を肯定した。また、賠償額の算定に際しては、X、Y双方の実際の状況から判断されなければならないという原則を示したうえで、本件においては「Yが好意からAを連れ出したこと」を考慮するとともに、Yの負担能力も充分考慮されなければならないとして、総額二、五〇〇元の支払いをYに命じた（なお、精神損害に対する金銭賠償

の具体的金額は明示されていない）。上訴はされていない。

〔解説〕 本件において、法院が判決したYのXに対する二五〇〇元の給付は、その性質からいえば、Xに対する一種の「撫恤」、「安慰」であり、Yに対する一種の制裁である。

〔コメント〕 本件〔解説〕では、あたかも判決が決定した賠償金の全額が精神損害に対する金銭賠償であるように解釈している。しかし、実際にはこの二、五〇〇元の中には葬儀費等が含まれているであろうことから、解釈のようなどらえ方は失当であろう。また〔解説〕では、Yの金銭賠償により「Xの子を失ったことにより被った苦痛と失望を慰め、Xをして心理上の慰みと平衡を得さしめる」とし、「子供の死亡」が重要な要素であったことがうかがえる。このことから、本件も前掲【裁判例二五】および【裁判例三四】同様、法院が被害者の家族に対して同情するあまり、精神損害に対する金銭賠償を肯定した例といえる。

②精神損害に対する金銭賠償を否定した裁判例

【裁判例三七】（一九九二年七月三〇日判決）

〔事実〕 原告X₁、X₂（夫婦）および被告Y₁（八歳）とその父訴外A、被告Y₂（五歳）とその父訴外B、被告Y₃（九歳）とそ

の祖母訴外Cは同じ高層マンションに住んでいる。Y₁、Y₂およびY₃がいつしよに遊んでいるときに、当該マンション一五階の廊下から酒瓶を各々一本ずつ地上に向けて落下させた。その際、その瓶のうちの一本が、たまたま一階玄関から出てきたX₁が抱いていたX₁夫婦の子訴外D（当時二歳）の頭部を直撃し、Dは二日後に死亡した。そこで、X₁等はY₁等に対して、医療費、葬儀費、休業補償費、栄養費、Bの出生から死亡までにかかった養育費等、合計一五、八五〇・一九元の賠償を求めて提訴した。

これに対して、Y₂、Y₃は酒瓶を投げて遊んでいたのはY₁のみであり、責任はY₁一人であると主張した。一方、Y₁は被告全員が各々一本ずつ投げたが、Y₁の投げた酒瓶はDの頭部を直撃してはおらず、ゆえにY₁は賠償には同意しないと主張した。

〔判決〕上海市静安区人民法院はX₁、X₂の要求のうち、賠償額の合計を一一、〇八一・六四元とし、これを三等分した額を各被告が賠償するように命じた。

〔解説〕審理過程において、精神損害に対する金銭賠償の可否についての議論があった。すなわち、Y₁等の過失により二歳のDが死亡し、X₁等の精神上にきわめて重大な苦痛をもたらした。X₁夫婦は悲しみのあまり死にたいと思わんばかりであった。この事実を鑑み、Y₁等はX₁、X₂の精神損害に対し賠償を行わなけ

ればならないであろうか。この問題に対し、合議廷の評議には二つの意見が存在した。ひとつは精神損害に対する金銭賠償を否定するものである。なぜなら、通則の姓名権、肖像権、名誉権、荣誉権侵害等の行為に対する規定によれば、侵害の停止等の手段と「同時に」、被害者の精神損害に対する賠償を判決することができるからである。しかし、通則の公民の身体侵害がもたらした損害に対する賠償では、精神損害に対する金銭賠償についての明文の規定がなく、よって本件において、Y₁等にX₁、X₂の精神損害に対して賠償をさせることは、法律上根拠のないことであるからである。いまひとつは精神損害に対する金銭賠償を肯定するものである。なぜなら、実際の状況からして、Y₁等はX₁、X₂の二歳の子供を死に至らしめており、これによりX₁、X₂の精神上に苦痛をもたらしており、その程度は、名誉権、肖像権等の侵害が被害者にもたらす精神的苦痛にまさるからである。それ故、名誉権、肖像権侵害に対しては精神損害賠償を行うにもかかわらず、その他の不法行為によりもたらされた精神損害に対しては賠償を行わないのは、明らかに不合理である。討論の結果、前者の意見が採用された。

〔コメント〕本件（解説）からわかるように、実際の事件審理にたずさわっている裁判官の中においても、精神損害に対す

る金銭賠償の肯定説と否定説が対立していたようである。結局、⁽⁶⁸⁾ 法院は民法通則の文理にもとづき、否定説を採用したようである。

【裁判例三九】⁽⁶⁹⁾（一審・一九九二年一〇月二〇日判決、二審・一九九三年五月三一日判決）

〔事実〕被告Y₂工場は七階建ての社宅を建築した。また、当該社宅の一面の南側の物干し場の下を改築して卓球台を設置した。ところが、当該社宅の窓ガラスの取付には品質上の問題があったため、たびたびガラスが落下するという事故が発生していたので、住人はY₂に対して改修するように要求していたが、Y₂は改修工事を行っていないかった。一九八九年八月一日、卓球台のある住戸の六階の住人である被告Y₁が酒を飲んだ後に物干台のある南側の窓を閉めたところ、窓ガラスが落下し、その下にある卓球台で遊んでいた原告Xの頭頂部に突き刺さった。直後にXは訴外A病院に搬送され救命措置がとられたが、診断の結果、頭蓋骨損傷、脳水腫、急性脳膨張、頭蓋骨内異物侵入であることが判明した。手術を経て退院するまでに回復したが、Xには継続的な癲癇症状が後遺症として残った。そこでXはY₁に対し医療費等の他「保護者（原語「家長」）の精神損害賠償費」を含む総額一〇三、〇〇〇元の損害賠償を要求した（なお、「保

護者の精神損害賠償費」の具体的金額は明らかにされていない）。これに対しY₁は、窓ガラスの落下はその取付が完全でなかったためであり、Y₁に責任はないと抗弁した。またY₂は窓ガラスの落下はY₁の取扱いが正しくなかったためであり、Y₂に責任はないと抗弁した。

〔判決〕一審の青海省西寧市城西区人民法院は、Y₁の当該窓ガラスの取扱いおよび管理が不適当であったため、窓ガラスが落下しXに傷害を負わせたとし、Y₁が主要な責任を負うべきであると認定した。またY₂は当該社宅の所有権者であり、建物引渡時に窓ガラスの取付に存在した品質上の問題を検査することなく引渡をうけ、またたびたび発生するガラス落下事故後に当該社宅の近辺に卓球台を設置するなどしており、本件事故に対して一定の責任を負わなければならないと認定した。以上にもとづき、判決ではY₁、Y₂に対し医療費等の給付を命じたものの（賠償総額は二三、六〇三、九五元）、保護者の精神損害賠償については、法的根拠がないことからこれを退けている。

一審判決が出された後、Xはその賠償額が低すぎることを不服とし、またY₁も本件事故に対して責任はないとして、それぞれ青海省西寧市中級人民法院に上訴した。なお、Y₂は二審の答

弁の中で、本件事故の責任はY₁にあるとして、その責任を否定している。二審の事実認定自体は一番と同様であるが、ただし一番の賠償額が低すぎるとしてXの上訴を認め、賠償額を増額している（賠償総額一九、八四五、八九元）。

〔コメント〕二審判決では「保護者の精神損害賠償」についての記述はないが、とくに言及していないことから、一番の見解を支持してこれを否定したものと考えられる。

六 人身侵害に関する裁判例のまとめ

以上の裁判例の分析から、以下のことが判明した。

(1) 人身侵害に関する裁判例では、精神損害に対する金銭賠償を肯定するものと否定するものと明確にわかれる。しかし、二六件の裁判例のうち、明確に精神損害に対する金銭賠償を否定した裁判例は五件であり、数の上からは少数派であるといえよう。

人身侵害事件において精神損害に対する金銭賠償を否定する裁判例では、その法的根拠が存在しない点を理由としている。

すなわち、中国において精神損害に対する金銭賠償が肯定されるのは、通則第一二〇条にあげられている権利が侵害された場合のみであり、生命健康権は通則第一二〇条の適用外であると

する。

他方、人身侵害事件において精神損害に対する金銭賠償を肯定する裁判例では、交通事故に関する裁判例を除いて、その法的根拠および理由は多種多様である。交通事故の場合には、

「道路交通事故処理弁法」をその根拠とし、「死亡補償金」を認めることで実質上は精神損害に対する金銭賠償を肯定する結果を引き出している。しかし、その他の場合には当該事件の特徴にあわせた理由付けがなされているが、これらの理由はつまるところ「情にかなない、理にかなう」（原語「合情、合理」、あるいは「公平原則」に収斂される。

(2) 明確に法的根拠を示して精神損害に対する金銭賠償を肯定する場合でも、実際には当該根拠となった法規定を適用した結果、精神損害に対する金銭賠償を肯定しているのではない。法的根拠を示しているも、実際には当該事件に対する価値判断（精神損害に対する金銭賠償を肯定するか否か）が先行し、その結果にもとづいて判決が下されているものと思われる。また、精神損害に対する金銭賠償を否定する裁判例でも、逆に実質判断の結果、否定していると思われるものも存在する。

(3) 精神損害に対する金銭賠償の名称が統一されていない。具体的には、「適当な補償」、「一次性賠償」、「一次性経済補償」、

「撫恤費」、「慰撫費」、「安家費」、「精神損失費」、「死亡補償費」、「死亡賠償金」と、様々な名称が使用されている。

(4) 賠償金額は、もつとも低いもので四〇〇元、もつとも高いもので二七、〇〇〇元である。人格権侵害に関する裁判例とは異なり、一定の範囲内に偏って分布してはいない。また、他の賠償項目と区別することなく、総額が示されているだけの裁判例も多く存在する。⁽²⁰⁾

(5) 精神損害に対する金銭賠償の賠償額を算定する際の斟酌事由は、「道路交通事故処理弁法」が適用される場合を除き、明確ではない。いかなる事由がいかなる程度斟酌されているのか、全く不明である。

第三節 その他の裁判例

人格権侵害事件および人身侵害事件以外の事件において、よそ何等の法的根拠がないと思われるにもかかわらず、原告が精神損害に対する金銭賠償を要求し、また判決において精神損害に対する金銭賠償を認めたものが存在する。本節では、これらの裁判例で、原告は何を根拠に精神損害に対する金銭賠償を要求しているのか、判決で法院は何を根拠に精神損害に対する

金銭賠償を肯定しているのか、その具体的な金額はどれくらいであるか、について考察する。

① 精神損害に対する金銭賠償が認められた裁判例

【裁判例四〇】⁽²¹⁾（一九九二年五月五日調停）

〔事実〕原告Xはその兄訴外Aが一九八六年に死亡した際、被告Y葬儀場でその遺体を火葬に付した。火葬後、X等遺族は九〇元で骨壺を購入し、遺骨共々Yに五年間の期限で委託し、委託費一〇元を支払うとともに「遺骨預かり証」を受け取った。その後毎年の命日には参拝を行っていたところ、一九八九年の命日に参拝のためY方を訪れた際、Yの従業員からAの遺骨を紛失した旨告げられた。Yは総力を挙げて探し出す旨確約したが、結局発見することはできなかった。Yは遺族に対して謝罪したが、遺族は遺骨を探し出すことを要求した。一九九二年に委託期間が満了したため、X等遺族はYに対し遺骨の返還を要求したが返還されなかった。そこで、XはYが遺骨を紛失し、それにより遺骨が返還されないことにより、遺族は精神的に重大な損害を被ったとして、「精神損害費」一、〇〇〇元の賠償、およびAの遺品を収納した墓の建設を要求して提訴した。

これに対しYは、遺骨の紛失により遺族に多大なる精神的苦

痛をもたらししたことは認めるが、すでに謝罪と慰問を何回も行ってっていると主張し、骨壺は金銭的価値があるので骨壺の費用の払戻には同意したものの、その他のXの請求はこれに同意しないと抗弁した。

〔調停〕 Xの提訴後、湖北省武漢市青山区人民法院の主宰の下に調停が行われ、YがXに対しAの遺族の「精神損害賠償費」として五五〇元を支払うことで調停が成立した。

〔コメント〕 本件では、Xのいかなる権利が侵害され、いかなる法的根拠にもとづいて精神損害に対する金銭賠償を肯定したのか、明らかにされていない。法的に構成するとすれば、X等の遺骨に対する所有権侵害による精神損害に対する金銭賠償ということになるが、所有権侵害にもとづく精神損害賠償を肯定する学説は、管見の限り見当たらない。他方、肉親の遺骨を紛失されたことにより、X等は確かに精神上に多大な苦痛を被っており、この苦痛に対して金銭賠償を肯定することは、「情にかなない、理にかなう」ことになるであろう。そこで、本件では「判決」ではなく「調停」という形式で、Yが自らすすんで（自由意思で）「精神損害」賠償に応じるということになったと思われる。

【裁判例四一】⁽¹²⁾（一審・一九九三年七月五日判決、二審・同年一二月三〇日判決）

〔事実〕 訴外A（原告X₁の夫、同X₂・X₃の父）が被告Y病院で敗血症および多臓器不全により死亡した。Aの症状に対し、Yおよび訴外B（医科大学に所属する専門家）の診断結果は異なっており、またBが回診した後Aの病状が急速に悪化したこともあり、X₁等はYの診断結果に疑いを抱いた。そこでX₁はYに対し、Aが死亡する以前から、Aが死亡した後は他の病院の専門家およびX₃の立ち会いの下で解剖検査を行い、死因を特定する旨要求していたが、Yからは明確な回答を得ていなかった。YはAが死亡した当日に、Yに勤務する医師のみで解剖検査を行い、同時に心臓、肝臓、肺等の臓器を摘出し、研究用として保存した。A死亡の翌日、X₁等はAの死体が解剖されたことを知り、甚だ不満に思い、話し合いをしたが、話し合いでは決着がつかなかった。そこで、X₁等は、X₂等の同意のないままに解剖が行われ、Aが死亡した後一〇時間以内に死体を解剖し、すべての臓器を摘出して標本にしたことは不法行為にあたるとして、Yに対し「精神損害補償費」三〇、〇〇〇元および謝罪を要求し、提訴した。

これに対してYは、そもそも解剖の要求はX₁等から出された

ものであり、Yとしても解剖をおこない死因を究明することは必要な、合法的な行為であるとして賠償を拒否するとともに、X₁等の行為はYの名譽を毀損するものであるとして、X₁等が自己の誤りを認め、謝罪、侵害の停止、ならびに死体保存費一四四五〇元をX₁等に要求する「反訴を提起した」。

〔判決〕 一審の新疆ウイグル自治区ウルムチ市沙依巴克区人民法院は、まず死体の処分権はX₁等にあると認定した。その上で、Yの死体解剖行為はX₁等が予め提示していた条件に合致しておらず、またX₁等がYの診断および治療に異議を唱えている状況においてY自身が独断で解剖をおこない、なおかつ臓器を摘出したことは、X₁等の処分権を侵害する行為にあたると認定した。そしてYの行為はX₁等の精神上に多大なる損害をもたらしたとして、X₁に対し三、〇〇〇元、X₂およびX₃に対し各一、〇〇〇元の「精神損害賠償」を行うこと、および標本とされた臓器を返還することをYに命じる判決を下した。

Yは一審判決を不服として新疆ウイグル自治区ウルムチ市中级人民法院に上訴した。そこでYは一審での主張同様、当該解剖は必要な、合法的なものであることを強調し、かつ当該解剖によりX₁等に精神損害をもたらしてはいないと主張した。二審判決は一審の事実認定を全面的に支持し、YがX₁に対し三、〇

〇〇元、X₂およびX₃に対し各一、〇〇〇元²⁾の精神損害に対する金銭賠償を命じ、また標本とされた臓器については、Aの死体内に戻した上で、死体をX₁等に返還するよう命じている。

〔コメント〕 本件および【裁判例四〇】においては、死体および遺骨に対する「所有権」という語の使用は注意深く避けられており、とくに本件においては、Yの行為をあくまで「処分権」侵害としている。これは、所有権侵害一般に精神損害に対する金銭賠償を認めるのではない³⁾ことを意味していると解せよう。つまり、これら二つの裁判例は、所有権の客体が肉親の死体であるという「特殊性」に鑑みた、すなわち、死体に単なる「物」以上の価値を見た判決であるといえる。

② 精神損害に対する金銭賠償が認められなかった裁判例

【裁判例四二】⁽²³⁾ (一九八九年一月に発生した事件)

〔事実〕 原告X(エンジニア)の指導する生徒訴外Aが模型飛行機大会で優勝し、X、A両名に景品として上海・北京間の無料往復航空券ならび到北京観光が贈られた。しかし、Xは会議に出席していたためこの事実を知らず、その機に乗じて被告Y₁(Aの所属するチームの引率教師)が被告Y₂(大会主催者)に対し、Xが当該景品に対する権利をY₁に譲渡した旨告げてY₂

を欺罔し、Y₁はXに代わって北京旅行に参加した。後にこの事実を知ったXが訴訟を提起した。訴訟では、当初XはY₁に対し八〇〇元の経済損失の賠償および新聞紙上における謝罪を要求した。その後、上海・北京間の往復航空券が六五八元であることがわかり、Xは経済損失六五八元、「精神損害」一四二元の賠償に要求を変更している。またY₂に対しては、提訴後和解し、賠償の要求を取り下げている。これに対しY₁は、あくまで当該景品はXより譲渡されたものであると主張した。

〔判決〕 法院（具体名不詳）は、Y₁がY₂を欺罔したと認定し、当該行為は不法行為を構成するとして、Y₁に対し六五八元の賠償を命じた。一方、Xの要求する「精神損害賠償」には法的根拠がないとして、これを退けている（上訴棄却）。

〔コメント〕 本件で注目されるのは、提訴後Xが「八〇〇元の経済損失の賠償の要求」を「経済損失六五八元、精神損失一四二元の賠償の要求」に変更している点である。確かに、Xは自分が本来楽しむはずであった旅行をY₁に奪われたことで、精神損失は存在したであろう。しかし、本件では「数字あわせ的に」当初の要求額と実際に被った経済損失との差額を「精神損失」とした感を非常に強く受ける。

第四節 小括

本章では、近時の精神損害に対する金銭賠償に関する裁判例を検討してきた。本章で検討した裁判例をまとめると、〈表1〉のとおりである。以上の検討をつうじて、まず判明したのは、原告が精神損害に対する金銭賠償を要求する裁判においては、人格権侵害に関する裁判例ではそのすべてが、また人身侵害およびその他の裁判例においてもその多くが、精神損害に対する金銭賠償を肯定していることである。検討した裁判例の絶対数が少ないため、早計に判断することは危険ではあるが、その法的根拠の有無にかかわらず、実務上は非常に柔軟に対応しているという事実が明らかになった。

また、同じ精神損害に対する金銭賠償であっても、人格権侵害に関する裁判では、その賠償金額の多くが八〇〇元以下に抑えられているのに対し、人身侵害に関する裁判では、賠償金額は比較的広範囲に分散しており、なおかつ人格権侵害に関する裁判における賠償金額に比して軒並み高額である。これは、人格権侵害事件においては被害者に精神損害のみが生じる場合がほとんどであって、もっぱら精神損害だけを賠償しているためである。これは、精神損害とともに財産上の損害が生じている

場合には（たとえば【裁判例五】）、別途財産損害に対する金銭賠償がなされていることからわかる。くわえて、加害者に対する教育的・懲罰的側面に触れる裁判例も多い。このことから、人格権侵害に関する裁判における精神損害に対する金銭賠償は、加害者に対する「懲罰的機能」（第二章第二節（四七卷四号一―一五頁）参照）が重視された結果であるということもできよう。

これに対し、人身侵害事件においては、被害者およびその家族の精神損害と財産的損害の双方が生じており、そのうえ、ほとんどの判決ではこれらを区別して評価せず、単に総額を提示するにとどまっている。そのため、人格権侵害に関する裁判例における精神損害賠償金額に比して高額になっているものと思われる。しかし、これらを区別して評価している裁判例においても（たとえば【裁判例一七】【裁判例二四】【裁判例二七】【裁判例二八】等）、やはり人格権侵害に関する裁判例に比して高額な賠償が認められている場合が多い。これは、これらの賠償項目に、精神損害に対する金銭賠償にくわえ、容貌や肉体的機能を喪失したことに對する金銭賠償、あるいはかつては「単位」がまかなっていた被害者およびその家族の生活保障が含まれているためであると思われる。

また、いずれの裁判例においても、精神損害に対する金銭賠償

の賠償金算定に際しての斟酌事由が明らかにされていない点が共通している。学説においては様々な斟酌事由があげられているが、交通事故に関する裁判例を除き、実務上はいかなる事由がどのように斟酌されているのか、全く不明である。この点の解明は今後公開される裁判例に待つほかない。

＜表1＞近時の精神損害に対する金銭賠償をめぐる裁判例

分類	NO	年	法院所在地	賠償額(元)	名目	備考
人格権侵害に関する裁判例	姓名権	1 91年	浙江省	200	精神損失費	調停
		2 90年※	河北省	800	精神損失費	
		3 94年	福建省	4,000	一次性補償	
	名誉権	4 92年	四川省	100	精神損失の賠償	調停・賠償額は医療費を含む
		5 92年	河南省	500	精神撫慰金	
		6 91年	湖南省	260	精神損失費	
		7 92年	江西省	50	精神損失費	
		8 86年※	不明	100	精神・名誉損失費	
		9 91年※	北京市	2,000	補償費	
		10 90年※	上海市	300	—	
		11 91年	貴州省	400	—	
		12 89年	河北省	3,300	—	
	死者の名誉権	13 89年	天津市	800	損失費	調停
医療事故	14 92年	上海市	799	適当な補償	調停	
	15 92年	新疆ウイグル自治区	1,000	一次性経済補償費		
人身侵害に関する裁判例	交通事故	16 91年	江西省	7,240.5	撫恤費	賠償額は葬儀費を含む
		17 92年※	広東省	19,838.4	死亡補償費	賠償額は総額
		18 93年	四川省	13,595.67	死亡補償金	
		19 92年	江西省	5,970	死亡補償金	賠償額は総額
		20 92年	浙江省	18,289.09	死亡補償金	
	21 93年	吉林省	23,600	死亡補償費	賠償額は総額	
	製造物責任・消費者権利利益	22 94年※	不明	26,500	撫恤費	賠償額は葬儀費、扶養費を含む
		23 94年※	不明	12,000	精神損害費	賠償額は経済損失を含む
	その他	24 92年※	遼寧省	2,000	精神損害に対する経済補償費	賠償額は総額
		25 91年	上海市	2,350	経済的、精神的損失	調停
		26 91年	上海市	請求棄却	—	
27 93年		江蘇省	6,000	精神撫慰費	調停・賠償額は医療費を含む	
28 94年	吉林省	3,200	精神損失の賠償			
29 95年※	福建省	27,000	死亡賠償金			
その他	遺骨	30 94年	北京市	請求棄却	—	調停
		31 91年	江西省	500	安家費	
	遺体	32 90年※	江蘇省	5,040	適当な経済補助	賠償額は総額
		33 91年	陝西省	1,000	撫慰金	
		34 91年	江西省	400	撫恤費	
		35 91年	浙江省	6,000	一次性賠償	
		36 91年	湖南省	2,500	慰謝	
		37 92年	上海市	請求棄却	—	
		38 不明	不明	請求棄却	—	
		39 93年	青海省	請求棄却	—	
その他	遺骨	40 92年	湖北省	550	精神損害賠償費	調停
	遺体	41 93年	新疆ウイグル自治区	5,000	精神損害賠償	
景品詐取	42 89年※	上海市	請求棄却	—		

註 ※＝事件発生年

裁判例23は名誉権侵害に関する裁判例ではあるが、消費者権利利益保護法が適用されているため、人身侵害に関する裁判例に分類した。

註

- (1) 例外的には、一九八七年から毎年公刊されている『中国法律年鑑』および中華人民共和国最高人民法院公報において若干の裁判例が掲載されている。
- (2) 高見沢磨「中国における法源」法制史研究四〇号一〇〇頁、▲法学詞典編輯委員会編『法学詞典・第三版』(上海辭書出版社、一九八九年)四七八―九頁。
- (3) 人民法院出版社から刊行。なお、本章では以下『人民法院』として引用する。
- (4) 中国人民公安出版社から刊行。なお、本章では以下『案例要覽』として引用する。
- (5) たとえば、肖像権侵害に関する裁判例(『中国法律年鑑・一九八八年』(中国法律年鑑社、一九八八年)では、原告Xの写真を被告Y₁写真館が無断で被告Y₂会社社に譲渡し、当該写真をY₂が自社製品に使用した事件において、法院はY₁に対し一五〇元、Y₂に対し三〇〇元の「経済損失」の賠償を命じているが、その性質が精神損害に対する金銭賠償か否か、全く明らかにされておらず判断がつかない。このような裁判例は本稿の対象から除外した。
- (6) 鄺瑜・顧明総主編『法学大辞典』(中国政法大学出版社、一九九一年)八〇二頁、前掲註(2)『法学詞典』四七九頁。他方、張新宝「我国侵权行为法若干基本理論檢討」法学研究一九九三年三期四一頁では、最高人民法院公報

において公布された裁判例は、「事實上、下級人民法院に同類あるいは類似の事件を審理する場合には(当該裁判例を)考慮すべきであるということ強く暗示している」(括弧は引用者)として、裁判例は「正式な法的効力を具備してはいないが、ある種の指導的機能を具備している」とみなしている。

- (7) 為替レートの変動および物価上昇があまりにも激しいため、本章では日本円に換算することはいらない。
- (8) 『人民法院』一九九三年第二号八五頁。
- (9) 『人民法院』一九九五年第二期九四頁
- (10) 通則第九九条第一項「公民は姓名権を享有し、自己の姓名を決定し、使用し、規定にしたがって変更する権利を有し、他人が干渉、盗用、偽称することを禁止する」。
- (11) 「意見」第一四八条「第一項 他人が不法行為を実行することを教唆・補助した者は、共同不法行為者とし、民事責任を負わなければならない。第二項 無民事行為能力者が不法行為を実行することを教唆・補助した者は、共同不法行為者とし、民事責任を負わなければならない。第三項 制限民事行為能力者が不法行為を実行することを教唆・補助した者は、共同不法行為者とし、民事責任を負わなければならない。『中華人民共和国法律全書』(吉林人民出版社、一九八九年)三六〇頁。
- (12) 「意見」一五〇条「公民の姓名権、肖像権、名誉権、榮

誉権および法人の名称権、名誉権、栄誉権が侵害され、
 公民もしくは法人が損失の賠償を請求する場合には、人
 民法員は不法行為者の過失の程度、不法行為の具体的情状、
 結果および影響にもとづきその賠償責任を確定する。前
 掲註(11) 三六〇頁。

(13) 『人民法院』一九九五年第二期九八頁

(14) 『案例要覽』一九九三年七〇五頁。

(15) 『人民法院』一九九三年第一一〇三頁。

(16) 『案例要覽』一九九二年七七五頁。

(17) 本件に類似する裁判例としては、次の二件があげられる。

【裁判例七】(一審・一九九二年三月五日判決、二審・同
 年五月九日判決)

被告Yは同僚である原告Xがしたげんかの仲裁を不服
 として、何度もXの住宅の一階でXをののしる等の行為
 をした事件で、法院は「自己批判書」をYが書き、原、
 被告双方の「単位」に掲示することによって、「影響の除
 去」および「名譽の回復」とし、あわせてXの「精神損
 失費」五〇元を賠償するよう、Yに命じた。『案例要覽』
 一九九三年七〇九頁。

【裁判例八】(一九八六年一月二五日に発生した事件)

子供の喧嘩が親の喧嘩に発展し、被告Yが原告Xを公
 衆の面前でののしり殴打し、結果Xは脳震盪で倒れ一〇
 日間入院した事件で、法院は、通則第一一九条および第

一一〇条を根拠として、医療費および休業補償費一八〇元、
 「精神・名譽損失費」一〇〇元の支払いをYに命じた。
 張誠謙・房国忠主編『実用案例分析』(吉林人民出版社、
 一九九〇年) 三八頁。

(18) 『人民法院』一九九三年第二号八二頁。

(19) 本件に類似した裁判例としては、次のものがあげられる。

【裁判例一〇】(一九九〇年七月三一日に発生した事件)

原告X(買物客、女性)が被告Y₁(市場の個人経営者)
 からカエル(食用)を購入した際に目方をごまかされた
 のをきっかけとして、X、Y₁およびその傍らで果物を販
 売していた被告Y₂が喧嘩となり、Y₁およびY₂はXの上半
 身を公衆(およそ一〇〇人)の面前で下着一枚の状態に
 した。Xは「精神損失の賠償」として一、九四五元および
 財産損害として五五元を要求して提訴した(非財産的救
 済手段は要求していないようである)。法院は被告両名の
 行為は名譽侵害にあたるとして、Y₁に対し二五五元、Y₂
 に対し三〇〇元の支払を命じた。なお、Y₁は法廷でXに
 対し謝罪を行っており、これを理由に法院は賠償額を減
 額している。李昌道主編『上海法院最新案例精選』(上海
 人民出版社、一九九四年) 一三三頁。

(20) 『法律年鑑』一九九三年『中国法律年鑑社、一九九三年』
 七九三頁。

(21) 本件に類似した裁判例としては、次のものがあげられる。

【裁判例一二】(一番・一九八八年一〇月二七日判決、二審・一九八九年六月五日判決)

- ある作品において自己の名譽権が侵害されたとして、原告Xは被告Y₁、Y₂に対して侵害の停止、名譽の回復、影響の除去、謝罪および「精神損失の賠償」を要求して提訴した。法院は、被告全員に対して侵害を停止し、当該作品を掲載した雑誌上における謝罪声明を掲載し、Xの名譽回復および影響の除去を命じるとともに、Xに対しY₁が一、四〇〇元、Y₂が四〇〇元、Y₃が一、〇〇〇元、Y₄が五〇〇元、合計三、三〇〇元を支払うことを命じている。判決文ではこれらの金銭給付の性質が明らかにされていないが、Xには経済上の損失が存在していないことから、精神損害に対する金銭賠償であるとみなすことができる。また、合計三、三〇〇元という賠償額は、他の裁判例に比して非常に高額であるが、これは四つの雑誌に同一の作品が掲載され、会社に与えた影響、被害の拡散が著しい点が斟酌されたものと思われる。『法律年鑑・一九九〇年』(中国法律年鑑社、一九九〇年)七三六頁。
- (22) 『人民法院』一九九三年第一号九七頁、『法律年鑑・一九九一年』(中国法律年鑑社、一九九一年)六七八頁。
- (23) 『中華人民共和国法律法規全書(第二卷)』(中国民主法制出版社、一九九四年)六〇九頁。
- (24) 『案例要覽』一九九三年六八八頁。
- (25) 『案例要覽』一九九三年六九〇頁。
- (26) 交通事故発生件数、死亡者数ともに前掲註(22)『法律年鑑・一九九一年』九四三頁。
- (27) 交通事故発生件数、死亡者数ともに『法律年鑑・一九九五年』(中国法律年鑑社、一九九五年)一〇七〇頁。
- (28) ちなみに、一九九〇年から九四年までの交通事故発生件数および死亡者数の推移は、次のとおりである。一九九〇年の交通事故二五〇、二四四件、死者四九、二四三人(前掲註(22))、『法律年鑑・一九九一年』九四三頁、一九九一年の交通事故二六四、五九六件、死者五三、二〇四人(『法律年鑑・一九九二年』八六二頁)、一九九二年の交通事故二二八、三二六件、死者五八、七三三人(『法律年鑑・一九九三年』九四一頁)、一九九三年の交通事故二四〇、六三三件、死者六三、五五一一人(『法律年鑑・一九九四年』一〇三四頁)、一九九四年の交通事故二五三、五三七件、死者六六、三六二人(前掲註(27))、『法律年鑑・一九九五年』一〇七〇頁。
- (29) 『案例要覽』一九九二年六八八頁。
- (30) 当該約款については未見である。
- (31) 『人民法院』一九九四年第二号九〇頁。
- (32) 道路交通事故処理弁法第三一条「交通事故の責任者は交通事故がもたらした損失に対して、賠償責任を負わなければならない。賠償責任を負う自動車の運転者が一時

的に賠償する力がない場合には、運転者の所属する『単位』

あるいは自動車の所有者が立て替え払いする責任を負う。

ただし、自動車の運転者が職務執行中に交通事故を起こし、交通事故の責任を負う場合には、運転者の所属する『単位』

あるいは自動車の所有者が賠償責任を負う。運転者の所属する『単位』あるいは自動車の所有者は損失を賠償した後に、運転者に対して一部あるいは全部の費用を求償することができる。『国務院法制局政法司・公安部交通管理局編著『道路交通事故処理弁法釈義』（中国政法大学出版社、一九九一年）五二―三頁。

（33）『人民法院』一九九四年第三号八六頁。

（34）本件に類似した裁判例としては、次の三件をあげることができる。

【裁判例一九】（一九九二年七月八日判決）

被害者の親、配偶者（妻）および子に対して、事故発生地に居住する農村の各過程の平均生活費、月額四九七五元の一〇年分、合計五、九七〇元を「死亡補償金」として賠償することを容認している。『案例要覽』一九九三年六三五頁。

【裁判例二〇】（一九九二年一〇月二〇日判決）子の「死亡賠償費」（具体的な金額は不明）の請求を容認している。『案例要覽』一九九三年六三三頁。

【裁判例二二】（一審・一九九二年五月一日判決、二審・

一九九三年四月一七日判決）

配偶者（妻）および事故発生当時胎児であった子の「死亡補償費」の請求を容認している。なお、「胎児の損害賠償請求権」は、名文上の規定を有していないが、本件でこれを認容した点はとくに注目される。『人民法院』一九九四年第一号七九頁。

（35）『製品品質法』および「消費者権利利益保護法」施行後の裁判例としては、李守榮・左鳳蓮「消費者権利利益保護法

案例評析与実務」（『経済日報出版社、一九九五年』）に、以下の二件の裁判例が紹介されている。いずれの裁判例も精神損害に対する金銭賠償を容認しているが、事実関係、判決裁判所、判決年月日、上訴の有無等が明らかにされていない。しかし、「製品品質法」および「消費者権利利益保護法」の具体的適用例として意義を有することから、簡単に紹介する。

【裁判例二三】（一九九四年七月六日に発生した事件）

原告X（化学繊維工場従業員食堂）が被告Yから購入した冷蔵庫の漏電により、訴外A（Xの従業員）が感電死亡した事件で、XはYに対し、Xの被った経済損失およびAの死亡による葬儀費、「撫恤金」等の費用の賠償を求めて、提訴した。法院は、「消費者権利利益保護法」第四〇条、第四二条および「製品品質法」の関係する規定にもとづき、当該冷蔵庫の返品と代金の返却、YがAの葬

儀費、「撫恤費」およびAが生前扶養していた者の生活費、合計二六、五〇〇元を給付すること、およびYがAの家族の休業補償、交通費、合計二、四〇〇元を給付すること、以上を命じる判決を下した。同書一七一頁。

なお、本件ではAの職場がAの葬儀費、「撫恤費」を請求しているが、これはXがAの遺族に対して支払った葬儀費および「撫恤費」を求償したと解すべきであろう。

【裁判例二三】（一九九四年三月一〇日に提訴）

原告Xが被告Yで治療を受けた際、YはXがHIVに感染している疑いがあるとして、Xの「単位」の幹部に病状を報告し、さらに当該「単位」の従業員五〇余名に對して血液検査を行った。その後、XはHIVに感染していないことが判明したため、XはYに對して損失の賠償を求めて、提訴した。法院は、「消費者権利利益保護法」第四三条および第五〇条第八項にもとづき、謝罪、影響の除去、Xの経済損失および「精神損害費」一一、〇〇〇元の賠償、および診断費九、八〇〇元の賠償をYに命じた。同書二二九頁。

(36) 『人民法院』一九九四年第一号八九頁。

(37) 『案例要覽』一九九二年六一五頁。

(38) 通則第一二二条「製品の品質不合格により他人の財産・人身に損害を被らせるときは、製品の製造者・販売者は法に依り民事責任を引受けるべきである。運送者・保管

者がこれに對する責任を負うときは、製品の製造者・販売者は損失の賠償を要求する権利を有する」。

(39) 通則「意見」第一五三条第一項「消費者・ユーザーが品質不合格の製品の使用により本人もしくは第三者の人身傷害・財産損失を惹起した場合には、被害者は製品の製造者もしくは販売者に對して賠償の要求をすることができる。これにより提起された訴訟は、被告の所在地あるいは不法行為地の人民法院が管轄する」。第二項「運送者および保管者が製品品質に對して責任を負い、製造者もしくは販売者が損失の賠償を請求する場合には、別の事件として処理することができ、運送者と保管者を第三者として、合わせて処理することもできる」。『中華人民共和國法律全書』（吉林人民出版社、一九八九年）三六〇頁。

(40) 『案例要覽』一九九二年六一九頁。

(41) 『人民法院』一九九五年第二期一六七頁。

(42) 公安機關が用いる一種の行政強制措置（前掲註（2）『法学詞典』四〇八頁）。しかし、收容審査の法的根拠、その性質、要件、手続き、期間などについては「不明確」である。本間正道『現代中国の法と民主主義』（勁草書房、一九九五年）一七五―六頁参照。なお、一九九六年三月一七日の刑事訴訟法の改正にともない、改正政治訴訟法が施行される九七年一月一日以降は收容審査は廃止され

ることになった。王敏遠「我国刑事訴訟法修改述評」法学家一九九六年第四期四二—三頁。孫力「刑事訴訟制度重要修改与完善」法律科学一九九六年第四期三一頁。なお、改正刑事訴訟法については、新法規一九九六年第五期二—頁以下。

(43) わが国では収容審査の期間に関する規定は存在しないと解されている。本間・前掲註(42)一八四頁。

(44) 『人民法院』一九九五年第四期一九二頁。

(45) 中国婚姻法においては、離婚の「無効」と「取消」の区別がなされていない。

(46) 「婚姻登記規則」第七条第一項、「男女双方が自発的意志で離婚を望み、また子女の扶養と財産処理について協議が成立している場合には、双方が自ら一方の戸籍所在地の婚姻登記機関に赴き離婚登記を申請しなければならない。申請の時には、住民身分証あるいは戸籍証明、および結婚証明書を持参しなければならない。婚姻登記機関は調査して状況が事実であることが明らかな場合には、登記を許し、離婚証明書を発行し、結婚証明書を回収しなければならない」。なお、一九九四年二月一日に「婚姻登記管理条例」が公布・施行され、同「条例」第三四条により、「婚姻登記規則」は廃止されている。「婚姻登記規則」第七条第一項は「婚姻登記管理条例」第一四条に置き換えられている。

(47) 行政訴訟法第五四条第二項「具体的な行政行為に以下に列記する事情のいずれがあるときには判決を破棄しあるいは一部を破棄し、かつ被告に重ねて新たに具体的な行政行為を行うように判決することができる」。同条同項第三号「法定手続に違反した場合」。

(48) 行政訴訟法第六八条第一項「行政機関あるいはその勤務要員が行った具体的行政行為が公民、法人あるいはその他の組織の合法的権利利益を侵害して損害をもたらした場合には、当該行政機関あるいはその勤務要員が所属する行政機関が賠償の責を負う」。

(49) 行政訴訟法第六七条第一項「公民、法人あるいはその他の組織の合法的権利利益が行政機関あるいはその勤務要員が行った具体的行政行為により侵害され損害をもたらされた場合には、賠償を請求する権利を有する」。

(50) 中国では国家賠償訴訟は行政訴訟として扱われる。

(51) 『人民法院』一九九五年第四期一六九頁。

(52) 「公法上の損失補償」には応じることが、「不法行為にもとづく損害賠償」には応じない、ということを意味しているものと思われる。

(53) 一九九五年一月二十九日の最高人民法院「中華人民共和国国家賠償法」の遡及効および人民法院賠償委員会の事件受理の範囲の問題に関する批复「關於中華人民共和國国家賠償法」遡及力和人民法院賠償委員会受案範

困問題の批復」中華人民共和国最高人民法院公報一九九五年第一期二四頁。この「批復」の『国家賠償法の遡及効に関する規定は次のとおりである。『国家賠償法』第三五条の規定にもとづけば、『国家賠償法』は一九九五年一月一日より施行される。『国家賠償法』は過去に遡及しない。すなわち、国の機関およびその活動要員が職権を行使した時の公民、法人およびその他の組織の合法的権利利益を侵害する行為が、一九九四年一月三十一日以前に発生した場合には、『国家賠償法』より)以前の関係する規定にもとづいて処理する。一九九五年一月一日以降に発生しかつ法に依る確認を経た場合には、『国家賠償法』を適用して賠償する。一九九四年一月三十一日以前に発生した場合でも、一九九五年一月一日以降まで継続し、かつ法に依る確認を経た場合には、一九九五年一月一日以降の賠償すべき部分については、『国家賠償法』を適用して賠償する。一九九四年一月三十一日以前の賠償すべき部分については、当時の規定を適用して賠償する。当時の規定が存在しない場合には、『国家賠償法』の規定を参照して賠償する」(括弧は引用者)。この「批復」は、その前段で国家賠償法の遡及効を否定しているながら、同法施行前に発生した事件で、事件発生当時適用すべき法が存在しない場合には、国家賠償法を「参照」として規定している。「適用」と「参照」がどのように違うのかに

ついては明らかではないが、「参照」して賠償するということは、実質的には一定範囲の遡及効を認めていることになるのではないかと思われる。

(54) 馬懷徳『国家賠償法の理論余実務』(中国法制出版社、一九九四年)一五八頁。

(55) 『人民法院』一九九五年第三期一六三頁。

(56) 『人民法院』一九九二年第二号六四頁。

(57) いかなる規定を指しているかは不明である。

(58) 『爆破員作業証』の法的根拠等は不明である。

(59) 『人民法院』一九九四年第二号八六頁。

(60) 通則第一二条第一項「満十歳以上の未成年者は民事行為制限能力者であり、その年齢・知力と相応する民事活動を行うことができる。その他の民事活動はその者の法定代理人が代理し、あるいはその者の法定代理人の同意を得なければならぬ」。なお、中国においては満年齢一八歳未満の者を未成年者としている。(通則第一二条)

(61) 『案例要覽』一九九二年七二五頁。

(62) 『案例要覽』一九九二年六八四頁。

(63) 『案例要覽』一九九二年六四八頁。

(64) 『案例要覽』一九九二年七〇二頁。

(65) 通則第一二条第二項「満一〇歳未満の未成年者は民事行為能力者であり、その者の法定代理人が民事活動を代理する」。

(66) 通則第一八条第一項「監護人は監護責任を履行し、被監護人の人身・財産およびその他の合法的権利利益を保護すべきであり、被監護人の利益の為を除く外は、被監護人の財産を処理してはならない」。第二項「監護人は法に依り監護の権利を履行し、法律の保護を受ける」。第三項「監護人が監護責任を履行せずあるいは被監護人の合法的権利利益を侵害した場合には、責任を負うべきである。被監護人に財産上の損失を与えた場合には、損失を賠償するべきである。人民法院は関係者あるいは関係する『單位』の申請にもとづき、監護人の資格を取り消すことができる」。

(67) 『案例要覽』一九九三年六〇六頁。

(68) 本件同様、子を事故で失った親の精神損害に対する金銭賠償の請求を否定した裁判例として、次のものがあげられる。

【裁判例三八】（事件発生日時等は不明）

被告Yが設計・施工した大門が完成後まもなく倒壊し、訴外A（原告Xの子）が死亡した事件で、法院はXが精神的に大きな苦痛を被ったのは確かではなるが、法律に規定がない以上、Xの請求を支持することはできないと判断し、これを却下した。楊振山主編『民商法実務研究（侵权行为為卷）』（山西經濟出版社、一九九三年）三八四頁。

(69) 『人民法院』一九九四年第三号八二頁。

(70) 王利明主編『民法・侵权行为法』（中国人民大学出版社、一九九三年）六三六頁では、「精神損害賠償をその他の損害賠償のなかに混入して、一括して提示する」という方法が法実務において一般的に行なわれており、このような方法に賛成であるとする。

(71) 『人民法院』一九九四年第三号八三頁。

(72) 『人民法院』一九九四年第三号九〇頁、『案例要覽』一九九四年、七九〇頁。

(73) 前掲註（16）『上海案例精選』一七頁。

おわりに

以上、本稿では一九四九年の中華人民共和国建国以降一九九四年の「消費者権利利益保護法」までの、中国における精神損害に対する金銭賠償の法と実務の変遷を概観してきた。ここで全体をもう一度振り返ってみる。

精神損害に対する金銭賠償は、中華民国期においては、法文上、法理論上、裁判実務上ともに肯定されていたが、しかし、中華人民共和国建国直前の四九年の中国共産党中央の「国民党の六法全書を廃棄し、解放区の司法原則を確定することに關する指示」により否定され、以降理論上は完全に否定された。ま

た、法規定上あるいは司法解釈においても「精神損害に対する金銭賠償」と表現されているものも存在していない。したがって、表面上は「否定期」においては完全に精神損害に対する金銭賠償が否定されていたということができよう。

しかし、あたかも決して地上からはその流れが見えない伏流水のように、精神損害に対する金銭賠償の「流れ」は、中華人民共和国建国後も脈々と流れ続けていた。すなわち、「労働保険条例」および「同実施弁法細則草案」、ならびにいくつかの交通事故に関する司法解釈では、「撫恤費」、「補助費」という名称ではあるが、その性質は実質的には精神損害に対する金銭賠償であろうと思われる金銭給付が認められていたということが判明した。もともと、これらのうち、被害者の所属する「単位」が支払うとされていた「撫恤費」の給付は、一面では被害者ないしは残された被害者の遺族の生活保障的色彩が強いとはいえ、他面において精神損害に対する金銭賠償的色彩を有することは、すでに述べたところである。

この「撫恤費」の流れは、精神損害に対する金銭賠償の「萌芽期」においてその水量を増すことになる。すなわち、「汽車とその他の車輛との接触・衝突および鉄道外の人員の傷害・死亡事故処理の暫定規定」（七九年）および「食品衛生法（試行）」

（八三年）において、「撫恤費」の給付を認める規定を有することになる。またその他の行政規章、あるいは中国人民保険会社の保険約款等に規定される金銭給付についても、実質上精神損害に対する金銭賠償であるとみなす学説が登場するようになった。さらに学説もこれまでの精神損害に対する金銭賠償の否定から肯定へと流れをかえてゆく。

このような状況の下、八六年に民法通則第一二〇条が規定されることにより、精神損害に対する金銭賠償はようやく地上に湧き出ることができたのである。

この後、通則第一二〇条の解釈をめぐる論争を源流として、「発展期」には「医療事故処理弁法」（八七年）、「道路交通事故処理弁法」（九一年）、「製品品質法」（九三年）、「消費者権利利益保護法」（九四年）および「国家賠償法」（九五年）という五本の大きな流れが相次いで登場する。このうち、消費者権利利益保護法では、条文中精神損害に対する金銭賠償とはしていないものの、同法第四条および第四条で「障害賠償金」、「死亡賠償金」という名の実質上の精神損害に対する金銭賠償の給付を認めている。また、同法第四条では、「人格尊厳」および「人身の自由」という概括的な人格権を規定し、通則第一二〇条よりもかなり広い範囲の人格権（生命健康権も含まれ

るものと思われる）を同条の適用範囲としている。また救済手段に関しても、同条は、「侵害の停止」等の非財産的救済をする、「同時」に「損失の賠償」を「しなければならぬ」と規定している。これは、民法法および民国期の司法実務における精神損害に対する金銭賠償の取扱いとはほぼ同様である。

このように、精神損害に対する金銭賠償の歴史的過程をたどると、表面上は「無」から「有」が発生したように見えるが、実質上は中華人民共和国建国期に廃止された中華民國期の法および実務が「復活」したもととらえることができよう。すなわち、四九年の「国民党の六法全書を廃棄し、解放区の司法原則を確定することに関する指示」によって、一度は完全に否定されたはずの精神損害に対する金銭賠償制度が、はやくも六〇年代初期には法実務がこれを肯定することによって「復活」していたのである。

では、理論上は「社会主義法制とは相容れない」とされていた精神損害に対する金銭賠償を法実務が肯定するようになった（「復活」させた）要因は何であろうか。

第一に、次のような中国における法実務の特徴が指摘できる。それは、たとえば六〇年代の批復性司法解釈において「死者の

家族を慰める（原語「安撫」）するうえでプラスである」と指摘したうえで「撫恤費」の支払いを肯定する姿勢を最高人民法院が示したり（第一章第三節（四七卷四号八九頁以下）参照）、あるいは「公平原則」あるいは「合情、合理」にもとづいた結果として、「撫恤費」、「一次性賠償」、「死亡補償費」等の様々な名目の精神損害に対する金銭賠償の給付を加害者に命ずる近年の裁判実務が少なからぬ件数存在すること（第四章（四八卷二号）参照）、等の点にあらわれている。すなわち、理論上否定され、また実定法レビューでも認められていない精神損害に対する金銭賠償制度であったとしても、被害者およびその家族に対してこれを認めることが「公平原則」ないしは「合情、合理」から見て妥当である場合にはこれを認める、ということが法実務においてしばしばなされてきた。このように、具体的結果妥当性が認められる場合には、たとえ理論上正当化し得ず、また法規定上も認められていない制度であったとしてもこれを肯定する、換言すれば、理論的整合性よりもむしろ当該事件に対する具体的結果妥当性を重視するという、中国における法実務の特徴が、精神損害に対する金銭賠償制度を「復活」させたひとつの要因であるということができよう。このような法実務の動きに刺激されるかたちで、法理論もまた精神損害に対する

金銭賠償を否定する立場から肯定する立場へと重心をシフトしていった。このような動きが実定法に反映された結果、「消費者権利利益保護法」をはじめとする、精神損害に対する金銭賠償を肯定する規定を含む立法が近時徐々にあらわれはじめたということができよう。

ところで、本稿での検討をつうじて、実務における「合情、合理」とは具体的結果妥当性の判断基準であり、紛争解決の際に勘案される判断基準のひとつであるということは判明した。しかし、「合情、合理」の底に流れる一般原理、すなわち、いかなる場合にいかなる要素を考慮・勘案することが「合情、合理」なのかを解明することはできなかった。この問題は今後の課題として残されるが、ここでは被害者およびその家族に対して精神損害に対する金銭賠償を認めることが、なぜ「合情、合理」とされるのかに限定して、以下の点を指摘しておきたい。一つには、名誉権等の人格権侵害に対しては、金銭賠償以外にその実質上の救済手段がないこと。二つには、中国人はとにかく「面子」を重んじる国民であること。その意味において、「精神損害」が生じやすいということができよう。この二点は、八六年の民法通則でいち早く姓名権、肖像権、名誉権および荣誉権が侵害された場合の精神損害に対する金銭賠償を肯定す

る規定を設けたこととも関係しているであろう。三つには、中国人は血のつながりを重んじ、親や子の生命、身体が侵害されることに非常に敏感であること。とりわけ、子を大切にする伝統があるうえに、近年來の一人っ子政策とあいまって、子の生命、健康が侵害された場合に精神損害に対する金銭賠償を求め、またこれを認容する傾向が裁判例に現れている。このような要素が、精神損害に対する金銭賠償を肯定することが「合情、合理」であると判断される際に作用しているものと思われる。

第二に、七八年以降の改革開放政策および市場経済化の影響が考えられる。その理由として、以下の点が指摘できよう。①いくつかの旧東欧社会主義諸国では、五〇年代後半から六〇年代中頃までのいわゆる改革運動期の前後に制定された民事法において、精神損害に対する金銭賠償が肯定されていた。②一九二二年以来一貫して精神損害に対する金銭賠償を否定してきた旧ソ連においても、いわゆる「ペレストロイカ民法」以降肯定された。③現時点においてもなお「社会主義国」を標榜する中国もまた、改革開放政策が実施に移されて以降の八六年に制定された民法通則をはじめ、それ以降に制定されたいくつかの法律・行政法規・行政規章で精神損害に対する金銭賠償が明文で肯定された。また、九三年に「社会主義市場経済化」を憲法上

に規定して以降、「死亡賠償金」「障害賠償金」という項目が、消費者権利利益保護法および国家賠償法に規定された。^④同じく「社会主義国」であるヴェトナム社会主義共和国においても、いわゆる「ドイモイ（刷新）」政策により市場経済が導入された後に制定・施行された民法典で、精神損害に対する金銭賠償が肯定された。^③

以上の点からみれば、精神損害に対する金銭賠償を肯定する立法の登場と経済改革、とりわけ市場経済化とが対になっているということができよう。つまり、旧ソ連ではベレストロイカが、中国では改革開放が、ヴェトナムではドイモイが、それぞれ実施されることにより市場経済化がはかられた後に、精神損害に対する金銭賠償を肯定する規定を含む立法がなされている。また、旧東欧社会主義諸国では五〇年代後半から六〇年代後半にかけての「経済改革」の動きと軌を一にするようなかたちで、精神損害賠償を肯定する立法が登場している。たとえば、ポーランドでは六四年の民法典で精神損害に対する金銭賠償を肯定したが、経済改革は五六年末以降、とりわけ五七年の政府決定「経済モデル変更の一定の方向に関するテーゼ」を契機に着手されている。これは集権的計画経済システムから「規制された」市場メカニズムをビルトインした計画経済モデル」（括弧は原

文）^④へとの転換を示している。チェコスロバキアでは、六四年民法典制定前の六三年に市場経済原理の導入が提唱され、六四年には収益性に企業活動の評価基準を求める改革方針が発表され、これにもとづき、六六年からいわゆる「新経済モデル」が実行に移されている。^⑤ユーゴスラビアもまた六五年以降に「システムの市場化への決定的な企てを率先」する経済改革に着手している。これら一連の東欧旧社会主義諸国における経済改革は「広い意味での市場経済の役割拡大の方向に進んでいった」（傍点は原文）^⑦。このように、精神損害に対する金銭賠償の立法（ないしは肯定）は経済改革・市場経済原理の導入と一連の関係にあるということが出来る。^⑧

では、経済改革、とりわけ市場経済化のいかなる要素が精神損害に対する金銭賠償の立法化（ないしは肯定）に結びつくのであろうか。市場経済化一般との関係を論じることが筆者の能力を大きく越えることもあり、以下では中国における「改革開放」および「市場経済化」との関係に限定して検討する。ここでは、次の三点を指摘することができる。

一つは、七八年の第一期三中全会で改革開放政策が実施されることが決定されたが、その柱のひとつに「法制建設」があげられていたことである（第二章第一節（四七巻四号一〇八頁）

参照)。これは、単に「実定法の整備」を意味するだけでなく、外資を呼び込むことを目的とした「実定法の整備」を意味するものでもあった。すなわち、「法制建設」とは、西側資本が安心して中国に投資できる法的環境を整備することを目的としたのであり、その意味においてはいわば「西欧法の再継受」である。その結果、西欧で認められている法制度である精神損害に対する金銭賠償制度が中国に導入された。通則第一二〇条に關して、管見のおよぶ限り、西欧法を継受した結果であると明言する論者はいない。しかし、たとえばある論者は、通則第一二〇条の規定に言及する前に、各国の民法典における精神損害に対する金銭賠償に關する規定を概観した後、「精神損失の賠償制度を設けることは歴史の發展の趨勢である」として、暗に西欧法の継受を肯定している。⁽⁹⁾

二つは、改革開放および市場経済化により、社会保障のすべてをその所属する「単位」が担うという旧来のあり方が揺らぎはじめたことである。その結果、被害者ないしはその遺族が、自己もしくは加害者の所属する「単位」にはなく、加害者「個人」に対して損害賠償を請求することを可能にさせた。また、「暗補」といわれる隠れた現物支給を「明補」とさせ、財やサービスノ「貨幣化」を促進することとなった。

三つは、「市場経済化」により市場が形成され、その結果本格的な「経済的貨幣化」が到来したことである。このような「貨幣化」社会の到来により、「悲しみ」や「痛み」および自己の身体が侵害されたことによる「苦痛」といった、かつては金銭で評価することができないとされていた不可視的なのが金銭評価可能なものへと変化した。このことは、精神損害に対する金銭賠償を否定する理論的根拠であった「補償不能説」(第一章第二節(四七卷四号八六頁)参照)がかつては圧倒的であったが、改革開放以降は批判に晒され劣勢になり、一方、精神損害に対する金銭賠償の「補償機能説」(第二章第二節(四七卷四号一一六頁参照)が主張されるようになったという中国法学界における動きにあらわれている。

このように、「改革開放」および「市場経済化」の産物である「法制建設」および「貨幣化」が、中国における精神損害に対する金銭賠償の立法化に大きな影響を与えたということができよう。その意味において、精神損害に対する金銭賠償制度は、改革開放および市場経済化という中国社会の大きな変化の影響を受けて形成された制度であるということができよう。

このように考えれば、はたして旧来いわれていた「精神損害に対する金銭賠償制度は社会主義法制と相容れない」という命

題に対して、疑問を抱かずにはいられない。この問題は、そもそも「社会主義とは何か」という根元的な問題に結びつくものであり、早急に結論を導き出すことは困難ではある。しかし、本稿での検討をつうじて、現時点では次のように結論づけることができる。すなわち、精神損害に対する金銭賠償制度を肯定するか否かは、国家体制として社会主義を選択しているか否かによるといふよりはむしろ、市場経済原理が導入されているか否かによるところが大きいのではないかと思われる。もつとも、市場経済原理そのものを否定することこそが社会主義であることとらえるならば、旧来いわれていたように、「精神損害に対する金銭賠償制度は社会主義法制と相容れない」ということになる。しかし、多くの（旧）社会主義諸国において市場経済原理が導入されているという事実からも、精神損害に対する金銭賠償を肯定するか否かと国家体制としての社会主義との関係は薄いといわざるを得ないであろう。

ところで、近時の裁判例の分析をつうじて判明したことは、実際の裁判においては、とりわけ法的根拠がない人身侵害に関しては、精神損害に対する金銭賠償を肯定すべきか否かを具体的に判断し、その判断にもとづいて判決が出されている場合が非常に目立つということである。つまり、精神損害に対する金

銭賠償を肯定する、あるいは肯定していると思われる法規定の解釈をつうじて、精神損害に対する金銭賠償の可否を判断した結果ではなく、実際の具体的妥当性（すなわち「情」であり「理」である）にもとづいた解決方法がとられているということができよう。このような法実務の特徴、および「消費者権利利益保護法」で実質上人身権侵害に対する精神損害に対する金銭賠償を肯定する規定が存在すること、また同法で実質上人格権一般に対する精神損害に対する金銭賠償を肯定していると解しうる規定が存在すること、さらには消費者権利利益保護法以降に制定・公布された国家賠償法も同様の規定を有することから、今後精神損害に対する金銭賠償に一般規定を有する法律が制定されるのではないかとの感を筆者は強く感じるのである。

なお、本稿では精神損害に対する金銭賠償の対象を人格権侵害および人身侵害に限定した。しかし、知的財産権、とりわけ著作権侵害に関する裁判例の中には、若干精神損害に対する金銭賠償を肯定するものが存在し、また著作権侵害に関する論文等の中で精神損害に対する金銭賠償の問題に触れるものも存在する。知的所有権の分野は本稿では考察の対象としていない。また、「製品品質法」、「消費者権利利益保護法」および「国家賠償法」については、施行後まだ日が浅いことから、これらの

紛争解決例を詳細に検討することができなかった。これらの点は今後の課題として残される。

註

(1) 伝統的に子を大切にすると、という場合の「子」は男児を指し、現在でも女兒を軽ざる傾向が、とりわけ農村部で強く残っている。

(2) 一九九五年一〇月二八日公布、一九九六年七月一日施行。

鈴木康二訳『ベトナム民法』（ジェトロ、一九九六年）参照。

(3) ヴェトナム民法典における精神損害に対する金銭賠償に関する規定は、次のものがあげられる。なお、翻訳は鈴木・前掲註(2)によった。

第二七条「個人の人格権が侵犯されたとき、本人は、以下の権利を有する。(中略) 3. 物質的損害と精神的損害を賠償するように違反者に要求するか、または違反者に物質的損害と精神的損害を賠償させるように裁判所に要求する」。

第六一三条 健康の侵犯による損害「4. 場合にに応じて、栽培所は、他人の健康を侵犯した人に対して、被害者の負担する精神的損失を補うために一定金額を賠償させることを決める」。

第六一四条 生命の侵犯による損害「4. 場合にに応じて、栽培所は、生命を侵犯した人に対して、被害者に一番近い親族の精神的損失を補うために一定金額を賠償させることを決める」。

第六一五条 名誉・人格・威信の侵犯による損害「3. 場合にに応じて、栽培所は、違反行為を中止させ、公開的に訂正させるほかに、名誉・人格・威信の侵犯により損害を起こした人に対して、被害者の精神的損失を補うために一定金額を賠償させることを決める」。

(4) W・ブルス著・鶴岡重成訳『東欧経済史』（岩波書店、一九八四年）一八四頁。

(5) 矢田俊隆編『東欧史（新版）』（山川出版社、一九七七年）五一〇頁参照。

(6) ブルス・前掲註(4)二三三頁。

(7) ブルス・前掲註(4)二三三頁。

(8) もつとも、精神損害に対する金銭賠償を否定していた旧東欧社会主義諸国においても、この時期同様の経済改革が実行されており、経済改革・市場経済原理の導入により必ず精神損害に対する金銭賠償を肯定する理論もたらされるものではないことも確かである。また、精神損害に対する金銭賠償を肯定する旧東欧社会主義国のうち、ブルガリアは経済改革に着手する一二年も前の五〇年に制定された「債務・契約法」で、精神損害に対する

金銭賠償を肯定しており、六〇年代の経済改革との関連は稀薄であるといえる。この点を理論的に説明することは、今後の課題としたい。なお、旧東ドイツの経済改革については、ブルス・前掲註（4）二六三頁、ハンガリーの経済改革については、ブルス・前掲註（4）二四九頁、ルーマニアの経済改革については、ブルス・前掲註（4）三〇八頁を、それぞれ参照。

（9）曹康「精神損害賠償初探」政法論壇一九八七年第四期三二頁。

（10）王家福教授（第二章第三節註（4）（四七卷五号四〇六頁）参照）によれば、民法通則制定時に各国の立法を漢語に翻訳されたものを「参照」したというが、具体的にどこの国の立法の影響を受けたかについて明確に指摘することはできないという。

〈追記〉 本稿脱稿後、第一章第五節（四七卷四号九八頁以下）で検討した東欧旧社会主義諸国における精神損害賠償法制度のうち、旧ユーゴスラヴィアについて、伊藤知義教授（札幌学院大学）より次のような御教示を得た。記して謝意を表したい。

社会主義体制移行前の統一ユーゴにおいては、地域により扱いが異なり、セルビア民法典およびクロアチア、スロベニアで適用されていたオーストリア一般民法典では、肉体的苦痛や大切な物を失った場合の「愛好損害」に対する賠償請求は認めら

れていたが、一八八八年のツルナ・ゴラー一般財産法典では、例外なしに精神損害賠償は認められてはいなかった。名声を害された場合に、財産的損害の他に非財産的損害も賠償の対象にすべきか否かについては、理論上、実務上ともに争われていた。

第二次大戦後、社会主義体制に移行してからは、判例は当初非財産的損害の賠償を否定していた。しかし、一九五一年に損害賠償法第一草案が出されて以降、判例はその立場を変更し始め、当時部分的ながらも事実上（法源としてではなくモデルとして）適用されていたセルビア民法典やオーストリア一般民法典の規定がない事案についても精神損害賠償を認めるようになり、それが一九七八年の債務関係法に結実した。したがって、社会主義体制になってから、比較的早い時期（わずか六年後）に精神損害賠償容認の姿勢が復活したことになり、ユーゴ法の歴史の中では、精神損害賠償を認めなかった期間はきわめて例外的で短期間だったということになることである。

△表2▽略年表

社会の動き	実定法（括弧内は該当する条文）	判例・司法解釈
<p>12 中華民国成立</p> <p>49 中華人民共和国成立</p> <p>78 一二期三中全会、「改革開放政策実施決定」</p> <p>87 中共第一三回大会、「ひとつの中心、ふたつの基本点」</p> <p>89 天安門事件</p> <p>92 鄧小平「南巡講話」 中共第一四回大会、「社会主義市場経済化宣言」</p> <p>93 一四期三中全会</p>	<p>53 51 労働保険条例（二）甲、一四甲） 労働保険条例実施細則修正草案（一）三二二（一）</p> <p>49 30 29 民法総則編（八、一九） 民法債権編（一九四、一九五） 中共中央「国民党の六法全書を廃棄し、解放区の司法原則を確定することに関する指示」</p> <p>79 汽車その他の車両との接触・衝突および鉄道外の人員の傷害・死亡事故処理の暫定規定（六一、六二）</p> <p>86 83 食品衛生法（試行）（三九） 民法通則（二二〇）</p> <p>89 医療事故処理弁法（一八）</p> <p>92 道路交通事故処理弁法（二三八、三七七八）</p> <p>95 94 93 製品品質法（三三） 消費者権利利益保護法（四一、四二、四三） 国家賠償法（二七一、二二二、二二三）</p>	<p>20 16 14 大理院（字第四四八号） 大理院（上字第九六〇号） 大理院（私上字第七四号）</p> <p>62 最高人民法院「従業員の交通事故による死亡の「撫恤」に関する問題の復函」</p> <p>63 最高人民法院「交通事故の「撫恤」に関する批復」</p> <p>65 最高人民法院办公厅・公安部办公厅「交通事故の補償および「撫恤」の問題に関する書簡」</p> <p>88 最高人民法院「A中華人民共和国民法通則の執行を貫徹する若干の問題に関する意見」</p> <p>89 最高人民法院「死者の名譽権は法律上の保護を受けるべきであることに關する書簡」</p> <p>93 最高人民法院裁判委員会「名譽權事件審理の若干の問題に関する意見」</p>

關於中國精神損害賠償法的理論與實踐

宇田川 幸 則*

在中華民國時期，民法典、判例均承認精神損害賠償。中華人民共和國建國以後，對精神損害予以金錢賠償被認為不符号社會主義的基本原則，違背社會主義法律性質，因而一直受到中國法律界的反對。可是在一九八六年制定的“《中華人民共和國民法通則》”的120條規定；“公民的姓名權、肖像權、名譽權、榮譽權受到侵害的，有權要求停止侵害，恢復名譽，消除影響，賠禮道歉，併可以要求賠償損失。”通常認為，該條承認了對姓名權、肖像權、名譽權、榮譽權（所謂「四權」）受到侵害的精神損害賠償。但除「四權」以外的權利受到侵害的，不承認精神損害賠償。但在近年來的司法實踐中，一些審判案例承認比較広範的精神損害賠償，特別是對生命健康權受到侵害的。還有近年來制定了一些法律、法規也規定了對生命健康權受到侵害的精神損害賠償。

本文提到將中國精神損害賠償法的歷史發展分為以下三箇階段，進行研討併以此為綫索、構成本文。

一 中華人民共和國成立至改革開放政策的實施（1949～78年）

在這一時期，不僅法律、法規上，在法理論上也不承認對精神損害的金錢賠償。所以筆者將這一時期稱為精神損害賠償法的“否定時期”（第一章：北大法學論集四七卷四號）。

在第一章首先研討否定精神損害賠償的理論上問題和時代背景，併概觀這箇時期的法律、法規和司法解釋。比較研討中國以外的社會主義國家（前蘇聯和前東歐社會主義國家）的精神損害賠償制度。

二 改革開放政策的實施至民法通則的制定（1978～86年）

一九七八年一一屆三中全會通過改革開放政策以後，中國法學界對精神損害賠償的態度發生了根本性轉變，即從否定到肯定。一九八六年制定的民法通則第一百二十條，規定了對「四權」受到侵害的精神損害賠償。該條就是中華人民共和國第一次在法律上承認精神損害賠償。所以筆者將這一時期稱為精神損害賠償

*日本關西大學法學部助手

法的“萌芽時期”(第二章：北大法學論集四七卷四号、五号)。

在該章首先研討法理論上的變化、及理論上的變化對民法通則的影響。然後分析關於民法通則第一百二十条的問題。

三 民法通則制定以後至今(1986年~)

制定民法通則以後，相繼出現了承認精神損害賠償的法律、法規(如醫療事故處理辦法、道路交通事故處理辦法、產品質量法、消費者權益保護法、國家賠償法)。從條文上看，這些法律、法規承認對生命健康權受到侵害的精神損害賠償，比以前精神損害賠償的適用範圍擴大了。所以筆者將這一時期稱為精神損害賠償法的“發展時期”(第三章：北大法學論集四七卷五号)。

第三章具體研討上述各項法律、法規的規定，是如何反映了中國法學者們的見解和改革開放以降的中國社會的變化。

最後，分析近年來關於精神損害賠償的審判案例，研討司法實踐上的精神損害賠償的適用問題(第四章：北大法學論集四八卷二号)。

通過研討上述中國精神損害賠償法的形成和歷史發展，本文試解明以下三箇問題。第一，中國法理論、法律、法規和司法實踐三者的關係，特別是在形成某一項法律制度時，法理論、司法實踐的影響和功能。第二，形成精神損害賠償法和一九七八年以來的中國社會的變化和發展，特別是和改革開放政策和社會主義市場經濟化的關係。第三，中國法學界曾經一般的說“對精神損害的金錢賠償是不符合社會主義的基本原則，也違背社會主義法律性質的”，果真如此嗎？精神損害賠償法和國家經濟體制的關係如何。